

第 1 部

計画の考え方

第1章 計画の性格

1 計画中間見直しの趣旨

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にとられることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題(男女共同参画社会基本法前文)と位置付けられています。

本市では、平成18(2006)年に、「高槻市男女共同参画推進条例」を施行し、平成24(2012)年度を目標年度とする「たかつき男女共同参画プラン」(平成19(2007)年改訂)、さらに平成25(2013)年に、平成34(2022)年度を目標年度とする「高槻市男女共同参画計画」を策定し、長期的な視点に立って各種の取組を進めてきました。

現在推進中の「高槻市男女共同参画計画」は、社会経済情勢の変化に対応するため、平成29年度に中間見直しを行うことを定めています。

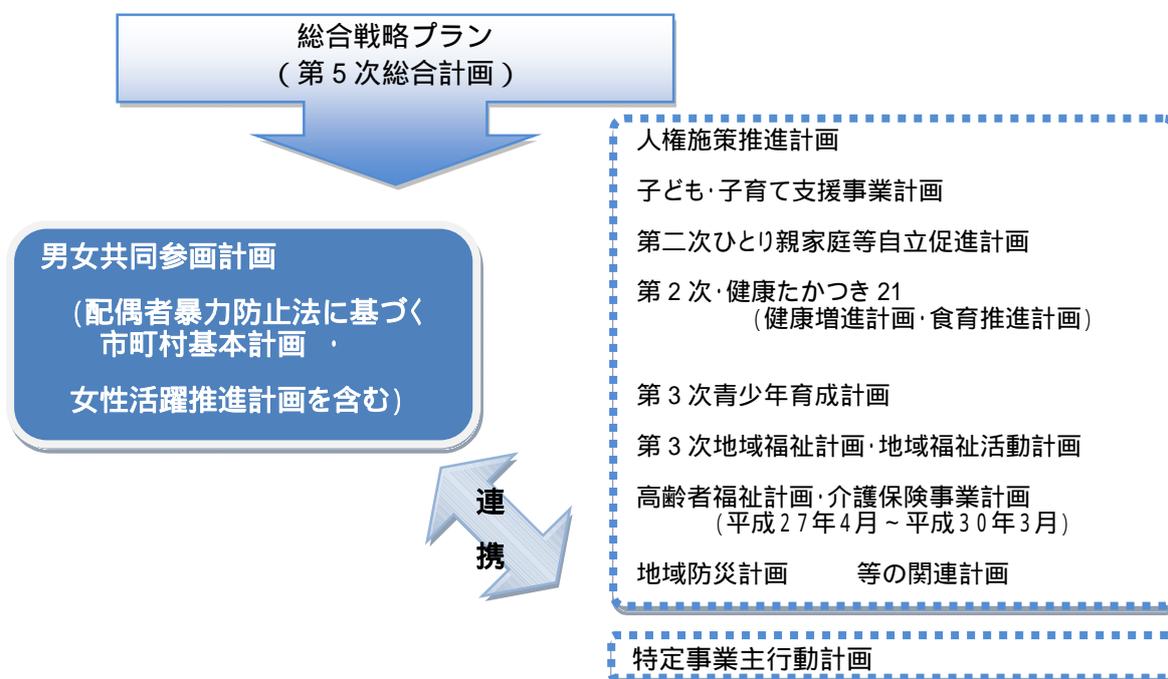
この状況を踏まえ、本市では、「高槻市男女共同参画計画」の基本理念及び基本的視点を維持しつつ、社会経済情勢の変化に対応し、国の法制度の改正及び平成27(2015)年度に実施した「市民意識調査」の結果や計画前期(平成25年度 - 平成29年度)の進捗状況に基づいて中間見直しを行い、「《改訂》高槻市男女共同参画計画」(以下「本計画」)を策定しました。

2 計画の位置付け

高槻市男女共同参画計画は、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、施策の基本的方向とその推進方策を総合的に定めています。

計画の中間見直しにあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2016 - 2020)」を勘案しつつ、「高槻市男女共同参画計画」前期(平成25年度 - 平成29年度)(以下「前計画」)の進捗状況・達成状況を踏まえています。なお、本計画は、次に掲げる性格を併せ持つものです。

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項と「高槻市男女共同参画推進条例」第13条に基づく、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画で、「高槻市男女共同参画計画」を引き継ぐものです。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」）」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画（以下「配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画」）」を含む計画です。
- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）」第6条第2項に基づく、「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」）」を含む計画です。
- (4) 本計画は、「高槻市総合戦略プラン（第5次高槻市総合計画）」の分野別計画であり、他の計画とも密接に関連していることから、実施にあたっては、それらの計画と連携を図りながら、男女共同参画の視点を持って全庁的に取り組んでいきます。



計画名は平成29(2017)年10月末現在

「第二次ひとり親家庭等自立促進計画」は平成29(2017)年度に第三次計画策定予定

「第2次・健康たかつき21(健康増進計画・食育推進計画)」は平成29(2017)年度に第3次計画策定予定

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成27年4月～平成30年3月)」は、平成29(2017)年度に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度(2018年)～平成32年度(2020年))」として策定予定

男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」を男女共同参画社会の形成についての基本理念として定めています。この基本理念にのっとり、国は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること等を規定しています。

このように男女共同参画社会を形成していく上で中心的な仕組みとなるものが、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画です。「男女共同参画基本計画」は、平成 12(2000)年に策定された後、平成 17(2005)年に第 2 次、平成 22(2010)年に第 3 次計画が策定されました。平成 27(2015)年度策定の「第 4 次男女共同参画基本計画」では、平成 37(2025)年度末までの「基本的考え方」ならびに平成 32(2020)年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

第 4 次男女共同参画基本計画

(平成 27 年 12 月 25 日閣議決定)

政策領域 あらゆる分野における女性の活躍

男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

科学技術・学術における男女共同参画の推進

政策領域 安全・安心な暮らしの実現

生涯を通じた女性の健康支援

女性に対するあらゆる暴力の根絶

貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

政策領域 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

政策領域 推進体制の整備・強化

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日（法律第 64 号）

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的に、女性活躍推進法が成立し、平成 28(2016)年 4 月から本格施行されました。

女性活躍推進法は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとして、以下を基本原則に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る法律です。

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

平成 27 年 9 月 25 日 閣議決定

平成 27(2015)年 9 月に、女性活躍推進法第 5 条の規定に基づき策定されました。

女性の職業生活における活躍を推進する上での基本的方向や、事業主行動計画策定指針の策定、国による施策の実施、地方公共団体の推進計画の策定等に当たっての基本的な考え方を示しています。

- 第 1 部：女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 第 2 部：事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 第 3 部：女性の職業生活における活躍の推進に関する施策
- 第 4 部：基本方針の見直し

女性活躍加速のための重点方針

内閣府に設置された「すべての女性が輝く社会づくり本部⁽¹⁾」により、女性の活躍を加速するために毎年6月を目途に決定され、各府省の概算要求に反映を図っていくものです。

女性活躍加速のための重点方針 2017

あらゆる分野における女性の活躍

1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
2. 男性の暮らし方・意識の変革
3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
2. 女性活躍のための安全・安心面への支援
3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化

女性活躍のための基盤整備

1. 子育て、介護基盤の整備
2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

おおさか男女共同参画プラン

「おおさか男女共同参画プラン」は「大阪府男女共同参画推進条例」に定められた基本理念に基づき、男女共同参画を推進する大阪府のプランです。

平成28(2016)年3月に、平成32(2020)年度までの5年間を計画期間とする「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」が策定されました。

おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)

[基本方針]

あらゆる分野における女性の活躍

- (1) 男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (3) 女性の活躍推進

(1) 内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員として平成26(2014)年10月に設置された。この本部が司令塔となり、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるような施策が推進されている。

健やかに安心して暮らせる社会づくり

- (1)生涯を通じた男女の健康支援
- (2)女性に対するあらゆる暴力の根絶
- (3)様々な困難を抱える人々への支援

全ての世代における男女共同参画意識の醸成

- (1)子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発
- (2)男女共同参画意識の醸成
- (3)地域活動への参画促進
- (4)多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

3 計画の構成

本計画は3部で構成し、第1部「計画の考え方」で改訂の趣旨などを表し、計画の基本理念及び基本的視点を示すとともに、計画改訂の背景について掲載しています。

第2部「計画の基本目標」では、取り組むべき3つの基本目標と8つの取組方針を掲げています。また、これらの取組方針に対する具体的施策を掲載しています。

第3部「計画の推進」では、本計画を総合的、長期的かつ計画的に推進するための体制と進行管理について掲載しています。

4 計画の期間

「高槻市男女共同参画計画」は、平成25(2013)年度から平成34(2022)年度までの10年間を期間とし、長期的な視点にたった取組を進めています。

本計画の期間は、長期計画である「高槻市男女共同参画計画」の進行管理の一環として見直しを行ったもので、計画後期の平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間とします。

第2章 計画の基本理念と 基本的視点

1 計画の基本理念

日本国憲法は、個人の尊重(第13条)及び法の下での平等(第14条)をうたうとともに、家族に関する事項については、法律は「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して」制定されなければならない(第24条第2項)としています。

また、男女共同参画社会基本法は男女の人権の尊重(第3条)、社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)、政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)、家庭生活における活動と他の活動の両立(第6条)、国際的協調(第7条)を基本理念として掲げています。

本計画は、これらの理念と「高槻市男女共同参画推進条例」ならびに前計画からの継続性に基づき、当該計画に掲げた基本理念を継承します。

基本理念

男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

2 計画の基本的視点

男女共同参画社会を実現するため、上記の基本理念に立脚し、次の5つの基本的視点に立ち、積極的に施策を推進します。

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消

社会通念、慣習、しきたりなどの中に根強く残る固定的な性別役割分担意識が、社会のあらゆる分野への女性と男性の共同参画を阻害しています。

男女共同参画社会を形成するため、社会的性別(ジェンダー)⁽²⁾の視点から社会の制度や慣行を見直し、固定的な性別役割分担意識の解消を図ることが重要です。

(2) 価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現

固定的な性別役割分担意識の解消は、人々の多様性を認めることにつながります。個人の性格や好み、価値観は、旧来の男らしさや女らしさの範疇にくくられるものではなく、結婚や出産、働き方やセクシュアリティ⁽³⁾等、ライフスタイルの面においても多様化が進んでいます。

お互いの違いが差別や不利益の理由にはならないことから価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合うことが大切です。

(2) 生殖器の違いにもとづく生物学的な性差を示すセックス(sex)という概念に対して、社会的・文化的に形成された性別役割や行動様式、性格などの性差(「男らしさ」「女らしさ」)を意味する概念として用いられる。かつては、男/女として生まれれば、自然と男/女らしくなり、男/女にふさわしい役割に就くのが当たり前で、男と女の性差は絶対的なものとされてきた。しかし、1970年代におけるジェンダーという概念の登場は、「性差=生物学的宿命」という図式を打ち壊すことになった。性差は絶対的なものではなく、社会によって、時代によって異なるということが見えてきたのである。ジェンダー・フリー(性差からの解放)、ジェンダー・バイアス(性差にもとづく偏見)などという言葉も、よく使われる。

(3) セックスは「両肢のあいだの器官」=性器による性行為(to do)を意味するのに対し、セクシュアリティは「両耳のあいだの器官」=大脳にかかわる人間の性を意味するといわれる。すなわち、性にかかわる、人それぞれの生き方や意識、行動など、性的存在としての人間の全人格と全生涯(to be)を包含する概念である。それには、生殖をとまなわない同性間の性、子どもの性、老年の性、オナニーなども含まれる。したがって、セクシュアリティとは、人間が独立した個人として自分らしく生きていく<生>と、その大切なベースである<性>、この両者からなる概念といえる。

(3) あらゆる分野における女性の活躍の推進

全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において活躍できることが重要です。男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現のため、政策・方針決定過程への参画を含め、あらゆる分野における女性の活躍を推進することが必要です。

(4) パートナーシップ形成の推進

男女共同参画社会の基本は、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、誰もが対等な立場で参画し、個性と能力を発揮できることです。また、この社会の形成のため、施策を推進するにあたっては、行政や市民、事業者、関係団体・NPOそして大学等が連携し、協働していく対等なパートナーシップの形成を推進していくことが大切です。

(5) 女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現

女性に対する暴力には、配偶者や恋人などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス⁽⁴⁾、以下「DV」)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、買売春など、さまざまなものがあります。特にDVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、DVの被害者の多くは女性であり、DVは男女共同参画社会実現を阻む要因の一つです。

このため、若年層をはじめとした市民へのDV防止の啓発の強化や男女共同参画意識の醸成に努め、性別による固定的な役割分担意識などの解消を図り、女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現に向けた取組が重要です。

(4) 配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力なども含まれる。その中でも交際相手からの暴力を「デートDV」と呼んでいる。なお、「配偶者暴力防止法」第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」の「配偶者」には、事実婚や元配偶者(離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合)、生活の本拠を共にする交際相手は含まれるが、恋人や生活の本拠を共にしない交際相手は含まれない。

第3章 計画策定の背景

1 世界の動き

国連は、昭和50(1975)年の国際婦人年世界会議において「平等・開発・平和」の3つを目標とした「世界行動計画」を採択しました。

昭和54(1979)年には、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」)を採択し、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても性別による固定的な役割分担を解消することを打ち出しました。

また、平成5(1993)年の「世界人権会議」では、女性の権利は人権であることを宣言し、平成6(1994)年の「国際人口・開発会議」では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)⁽⁵⁾」の考え方を女性の人権として国際的に初めて打ち出した行動計画を採択しました。

平成7(1995)年に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、コミットメントの中に、男女平等の実現に向けて、「あらゆる政策にジェンダーの視点を持つこと」や「世界の女性の地位向上とさらなるエンパワーメント⁽⁶⁾を更に進めること」が盛り込まれました。

平成12(2000)年ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」では、夫・恋人等からの暴力に関する立法や適切な仕組みの強化等、女性に対する暴力の防止に関する多くの取組が提案されました。

平成17(2005)年の「第49回国連婦人の地位委員会」及び平成22(2010)年の「第54回国連婦人の地位委員会」では、男女平等に関する達成事項を確認するとともに、女性の自立と地位向上に向けた取組をより一層推進していくことが確認されました。

平成21(2009)年には、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解が公表され、男女ともに婚姻適齢を18歳に設定することや女性のみ課せられている6カ月の再婚禁止期間の廃止、及び選択的夫婦別氏制度の採用などに関する国内法の規定の整備が指摘されました。

(5) 性と生殖に関する健康・権利と訳される。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利である。具体的には、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。

(6) 個々人が本来持っている力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

平成 23(2011)年には、同委員会から日本政府に対し、婚姻年齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入などを含む民法改正法案採択の取組について 1 年以内の報告の勧告ならびに民法改正法案になかった女性の 6 カ月の再婚禁止期間の廃止(平成 28 年(2016)年 6 月に法改正、100 日間に短縮)についても法規定と 1 年以内の報告が求められました。

平成 24(2012)年の「第 56 回国連婦人の地位委員会」ならびに平成 26(2014)年の「第 58 回国連婦人の地位委員会」で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

また、平成 28(2016)年 7 月に開催された G 7 伊勢志摩サミットでは、首脳たちから「女性活躍推進」が発信され、G 7 として女性分野を初めて本格的に採り上げた平成 26(2014)年のエルマウ・サミットに続き、女性の活躍が優先課題の一つとして採り上げられました。

2 国の動き

わが国においても、世界の動きと軌を一にして男女共同参画の取組が進められてきました。昭和 60(1985)年の女子差別撤廃条約の批准にあたっては、勤労婦人福祉法や国籍法の改正等、法制度の整備が大きく進展しました。

平成 8(1996)年には、「第 4 回世界女性会議」の成果を国内的に実現するため、新たな国内行動計画として「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11(1999)年には、男女共同参画社会の形成に向けての取組の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、5 つの基本理念と国、地方公共団体、国民の責務等が明記されました。また、平成 12(2000)年には、同基本法に基づく「男女共同参画基本計画(第 1 次)」が策定されました。同年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、平成 13(2001)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 16(2004)年、平成 20(2008)年及び平成 26(2014)年に『改正配偶者暴力防止法』が施行)」が成立し、女性に対する暴力の防止に向けて法整備が行われました。

平成 15(2003)年には、子どもを育成する環境の整備を図るため、市町村・都道府県と事業主に行動計画策定を求めた「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

平成 17(2005)年には第 1 次計画期間中の取組を評価・総括して「男女共同参画基本計画(第 2 次)」が策定されました。

平成 19(2007)年には、関係閣僚、経済界、労働界の代表等による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁽⁷⁾）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。さらに、同年 4 月には「改正男女雇用機会均等法」が施行され、間接差別⁽⁸⁾の禁止や、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性への差別の禁止等に関する規定等が盛り込まれました。

平成 21(2009)年の国連の女子差別撤廃委員会からの最終見解を受け、平成 22(2010)年 12 月には、男女共同参画社会の形成を一層加速させるための実効性のあるアクションプランとして、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 24(2012)年には、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に、子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が成立しました。

平成 25(2013)年には内閣に、女性の活躍を阻むあらゆる課題に挑戦する「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

平成 26(2014)年には、10 年間集中的・計画的な取り組みが行われた「次世代育成支援対策推進法」について、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を改善・充実させるため、新たな認定制度の創設等の改正が行われ、有効期限が 10 年間延長となりました。

平成 27(2015)年には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とする「女性活躍推進法」が成立しました。また、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るための「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 28(2016)年には、外務省により「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。また、男女雇用機会均等法が改正され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。

平成 29(2017)年には、育児・介護休業法が改正され、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、仕事と家庭が両立できるよう雇用環境の整備が図られました。さらに、すべての女性が輝く社会づくり本部により「女性活躍加速のための重点方針 2017」が策定されました。

(7) 「仕事と生活の調和」と訳される。男女が共に、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に応じて多様な生き方が選択、実現できる状態のこと。

(8) 合理的な理由がないにもかかわらず雇用の現場において、身長・体重・体力を募集・採用の要件にする、総合職の募集・採用で全国転勤を要件にする、昇進の際に転勤経験を要件にするなど、実質的・結果的に女性を排除することになるようなものを「間接差別」という。

3 府の動き

大阪府では、昭和 56(1981)年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」が策定され、その後、昭和 61(1986)年に「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画 - 21 世紀をめざす大阪府女性プラン」、平成 3(1991)年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画 - 女と男のジャンプ・プラン」、平成 9(1997)年に「新 女と男のジャンプ・プラン」が策定され、取組が進められてきました。

さらに平成 13(2001)年 7 月には、「男女共同参画社会基本法」に基づき平成 22(2010)年を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」(平成 18(2006)年改訂)、平成 23(2011)年 5 月には、平成 27 年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン(2011 - 2015)」が策定されました。

また、平成 14(2002)年には、府民や事業者と共に男女共同参画社会の実現を目指す指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成 19(2007)年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正等を踏まえ、平成 21(2009)年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(改定版)」が策定され、大阪府における相談機能の充実及び相談担当者の資質の向上等支援体制の強化が新たに盛り込まれました。

平成 24(2012)年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012 - 2016)」、そして平成 29(2017)年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017 - 2021)」が策定されました。

平成 28(2016)年には「女性活躍推進法」をはじめとする国の政策動向や、今日的な課題を踏まえ、「おおさか男女共同参画プラン(2016 - 2020)」が策定されました。このプランは、あらゆる分野における女性の活躍、健やかに安心して暮らせる社会づくり、全ての世代における男女共同参画意識の醸成が基本方針となっています。

4 高槻市の取組

本市においても、世界や国内の動きに対応して着実に取組を進めてきました。

昭和 58(1983)年には第 1 次行動計画として「男女平等達成のための高槻市婦人行動計画」を、また、平成 5(1993)年には平成 14(2002)年度までを計画年度とする第 2 次行動計画として「あらゆる分野への男女共同参画をめざす たかつき女性プラン」を策定し、施策の推進に努めてきました。

平成 8(1996)年には男女共同参画推進のための学習と活動の拠点として、女性センター（平成 18(2006)年に男女共同参画センターに改称）を開設し、この男女共同参画センターを利用して活動に取り組む団体やグループに対する様々な支援活動を行ってきました。

平成 9(1997)年には計画を総合的かつ効果的に推進するため、市長を本部長とする高槻市男女共同参画推進本部を設置し、さらに、平成 13(2001)年には男女共同参画に関する総合的施策等を調査・審議する常設の機関として、高槻市男女共同参画審議会を設置しました。

平成 15(2003)年には第 3 次行動計画となる「たかつき男女共同参画プラン」を策定し、平成 18(2006)年には男女共同参画社会を形成するための共通認識としての基本理念や、市・市民等の責務などを明らかにした「高槻市男女共同参画推進条例」を施行するとともに、「高槻市男女共同参画施策等苦情処理制度」を新設しました。

同プランの中間年である平成 19(2007)年には、社会状況の変化等を考慮して見直しを行い、新たに「施策の指標」を取り入れた「改訂 たかつき男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に努めてきました。

さらに平成 25(2013)年には、「配偶者暴力防止法」など法制度の改正をふまえ、平成 34(2022)年度を目標年度とする「高槻市男女共同参画計画」を策定しました。

現在、長期的な視点にたち「高槻市男女共同参画計画」に基づく取組を進めていますが、計画では、社会経済情勢の変化に対応するため、平成 29(2017)年度に中間見直しを行うことを定めています。そこで、「女性活躍推進法」等の法制度の制定も踏まえて、本計画の策定を行いました。

5 男女共同参画に関する高槻市の現状

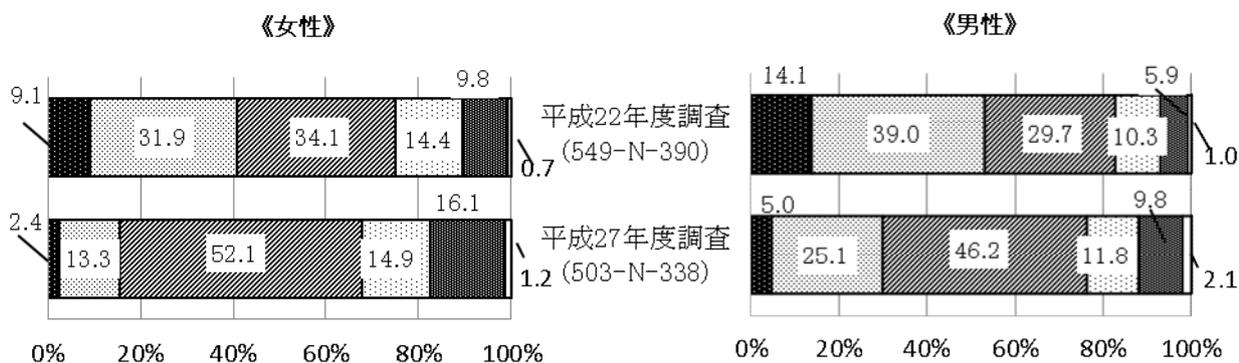
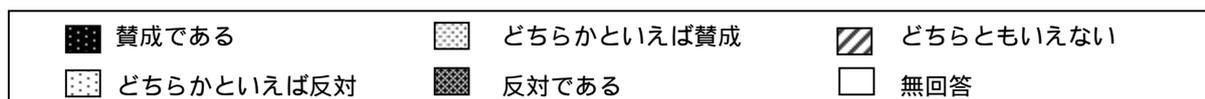
本市の男女共同参画の状況について、平成 27(2015)年度実施の市民意識調査結果と、前計画策定時に行った平成 22(2010)年度実施の市民意識調査を比較し、分析した結果は次のとおりです。

	平成 22(2010)年度調査	平成 27(2015)年度調査
調査名	高槻市男女共同参画に関する市民意識調査	高槻市市民意識調査 「5 男女共同参画について」
実施日	平成 22(2010)年 12 月	平成 27(2015)年 12 月
対 象	市内に居住する満 20 歳以上の男女 2,000 人	市内に居住する満 20 歳以上の男女 2,000 人
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
回収率等	48.1%	42.0%

(1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、男女とも「賛成（『賛成である』+『どちらかといえば賛成である』）」と回答した人の割合は、平成 22(2010)年度調査と比べると、男女ともに 20 ポイント以上減少しました。5 年前に比べ性別による固定的な役割分担意識が解消に向かったと考えられます。

一方、平成 27(2015)年度調査では「どちらともいえない」との回答が、平成 22(2010)年度調査より大幅に増加し、男女とも約半数となっています。これは「賛成でも反対でもない」もしくは「賛成でも反対でもある」いずれともとれる回答で、「日常生活の各場面で、状況により賛成である場合、反対である場合のどちらもありうる」と考える意識の表れと推察されます。

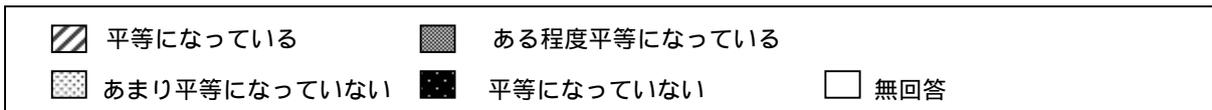


(2) 男女の平等感

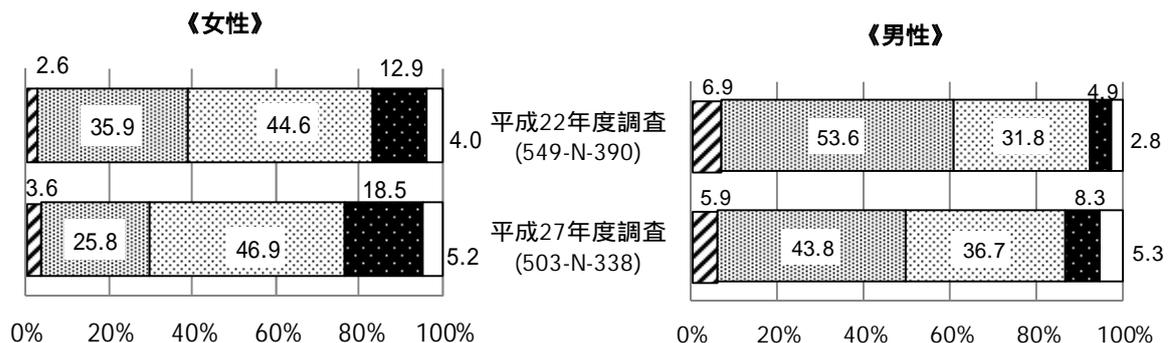
男女の地位の平等感について平成 22(2010)年度調査結果と比較すると、「総合的にみて、男女の地位は」で「平等になっている（『平等になっている』+『ある程度平等になっている』、以下同様）」との回答が女性 29.4%（前回比 9.1 ポイント）、男性 49.7%（前回比 10.8 ポイント）となっており、男女とも約 10 ポイント減少しています。

「平等になっている」と回答した割合を分野別にみると、「地域社会では《女性》」を除いた全ての分野で 5 年前の調査時に比べて減少しています。特に「法律や制度の上では」「政治の場では」で、男女とも約 10 ポイントの減少となっています。

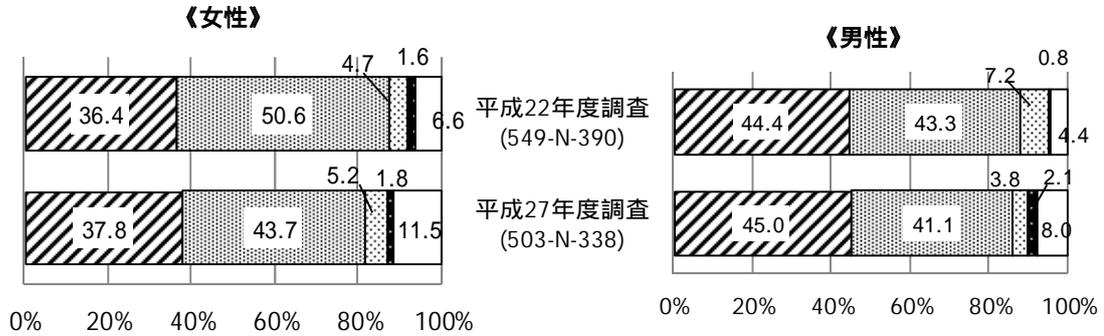
「家庭の中では」「社会通念や慣習の面では」「法律や制度の上では」「政治の場では」において、「平等になっている」と回答した割合は、男性の方が女性より 15 ポイント以上多くなっており、男性と女性の意識の差が伺える結果となっています。



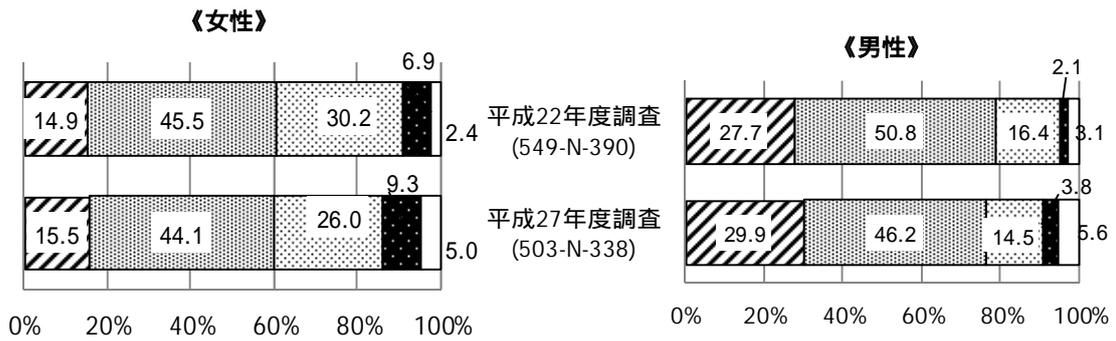
総合的にみて、男女の地位は



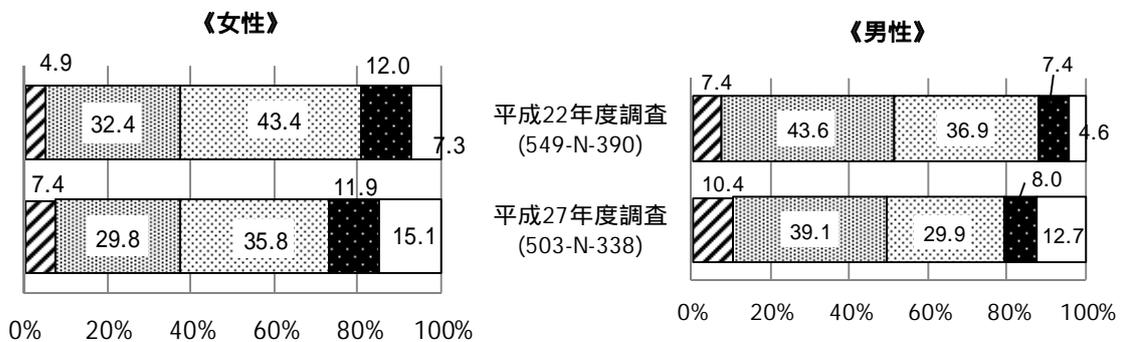
学校教育では



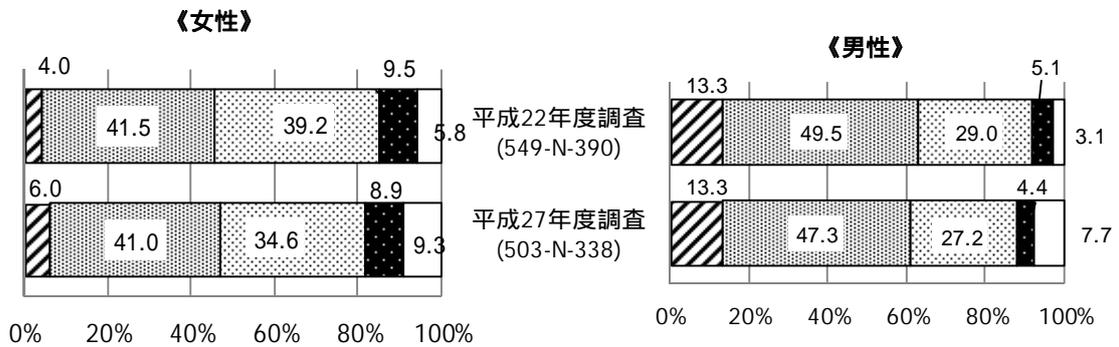
家庭の中では



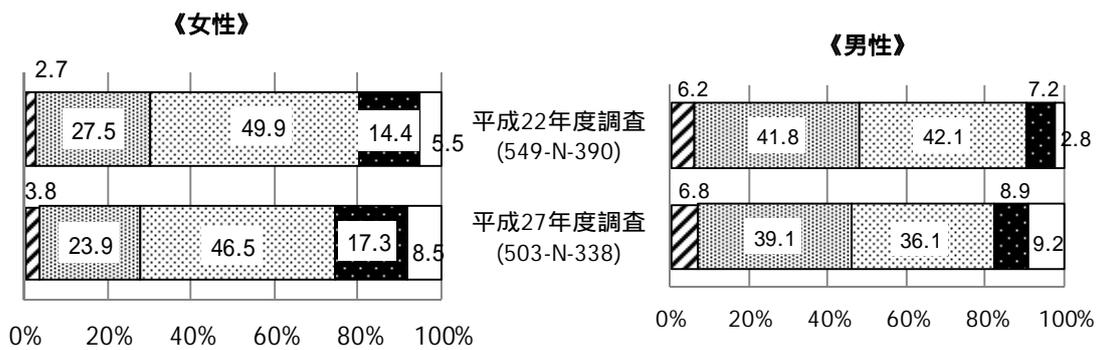
職場では



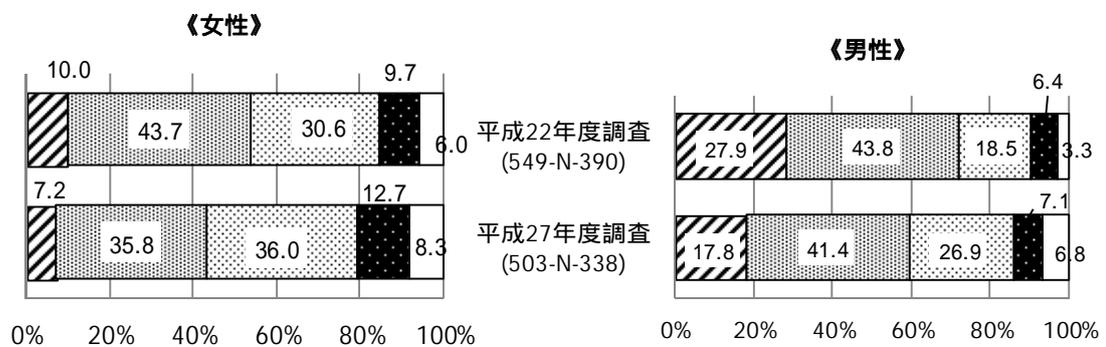
地域社会では



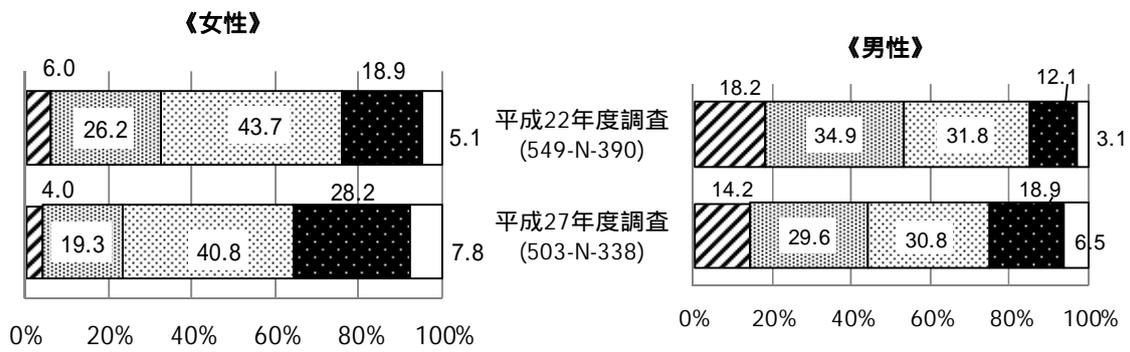
社会通念や慣習の面では



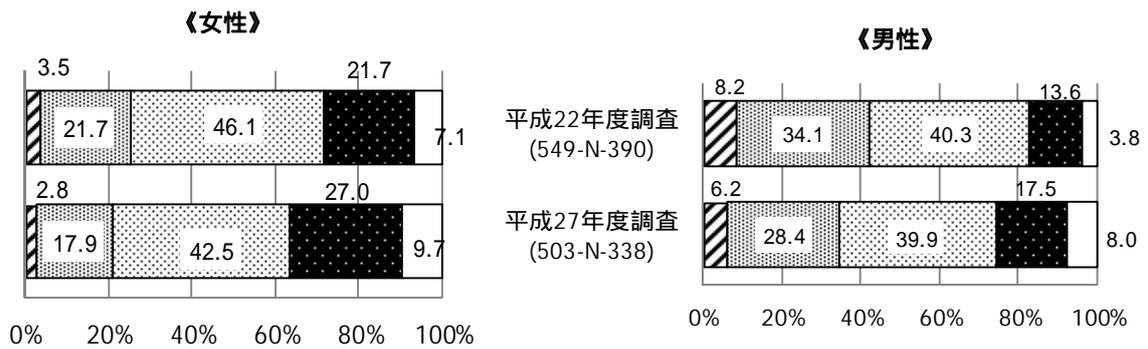
法律や制度の上では



政治の場では

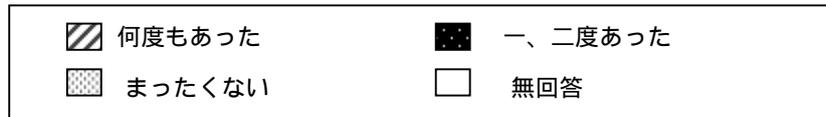


経済界では

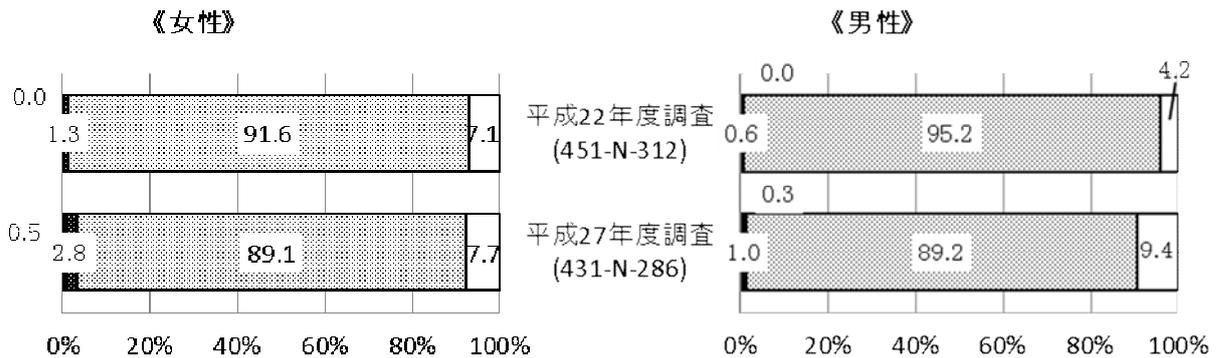


(3) 配偶者やパートナーからの暴力の内容

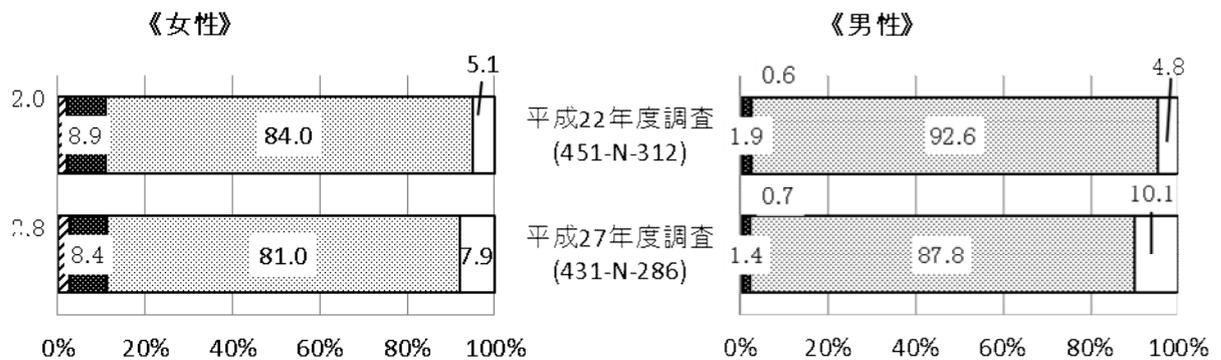
性別にみると、パートナーから暴力を受けた経験がある人の割合は、女性の方が男性より高くなっています。平成 22(2010)年度の状況と比べると、「殴る、蹴るなどの暴力を受けた」など身体への直接的暴力についてあまり大きな変化はみられませんが、それ以外の暴力については、平成 27(2015)年度は「何度も」あるいは「一、二度」など何らかの経験があると回答する人が増加しています。



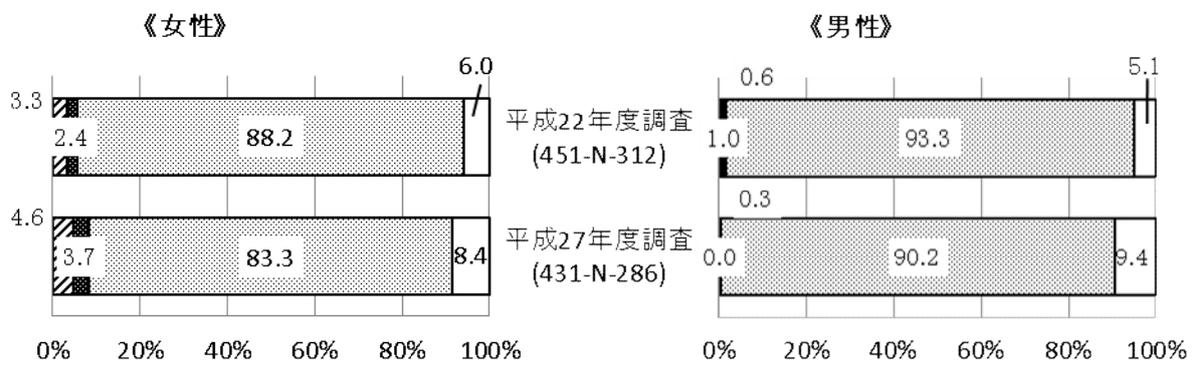
命に関わるぐらいのひどい暴力を受けた



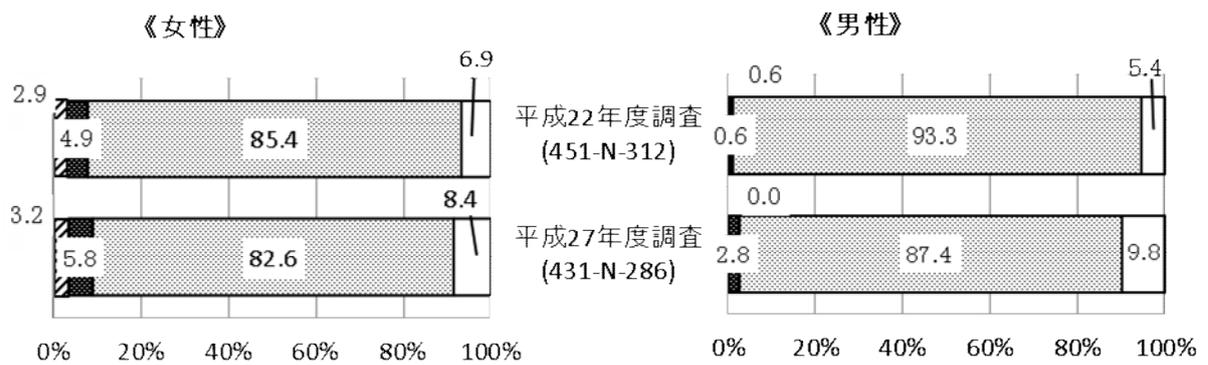
殴る、蹴るなどの暴力を受けた



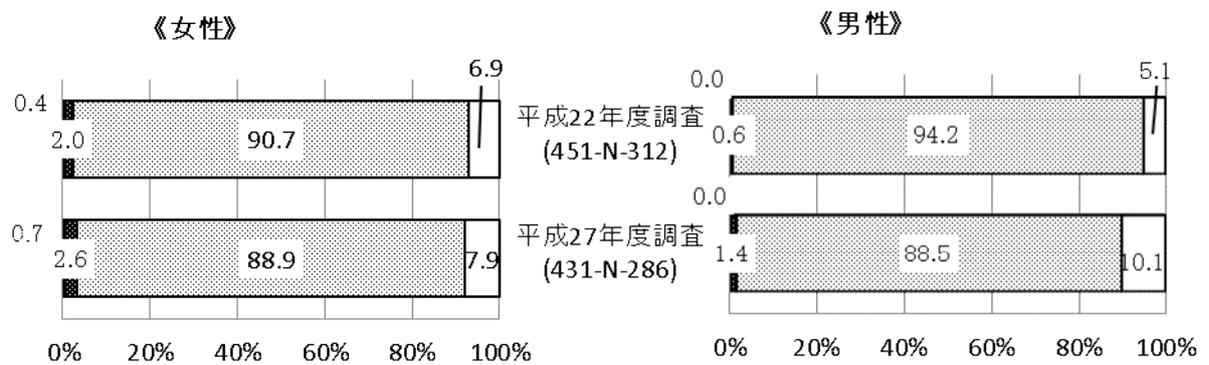
経済的に苦しめられた



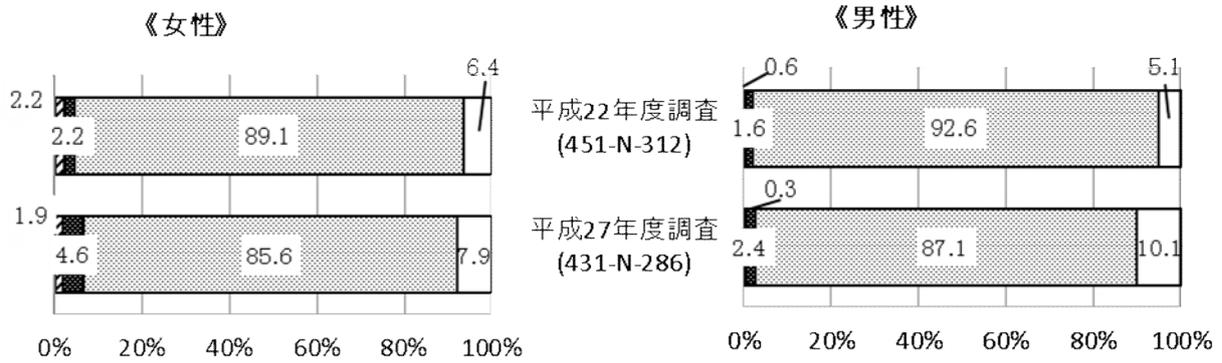
性的な行為を強要されたり、避妊に協力しない



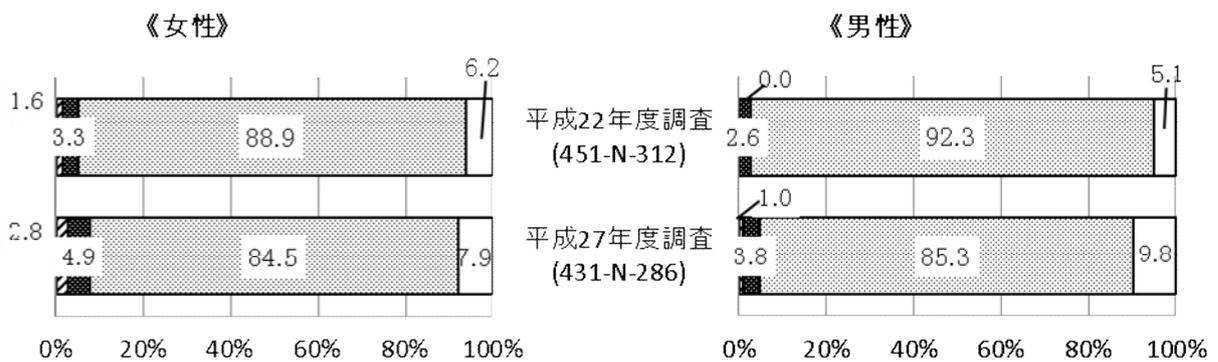
ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた



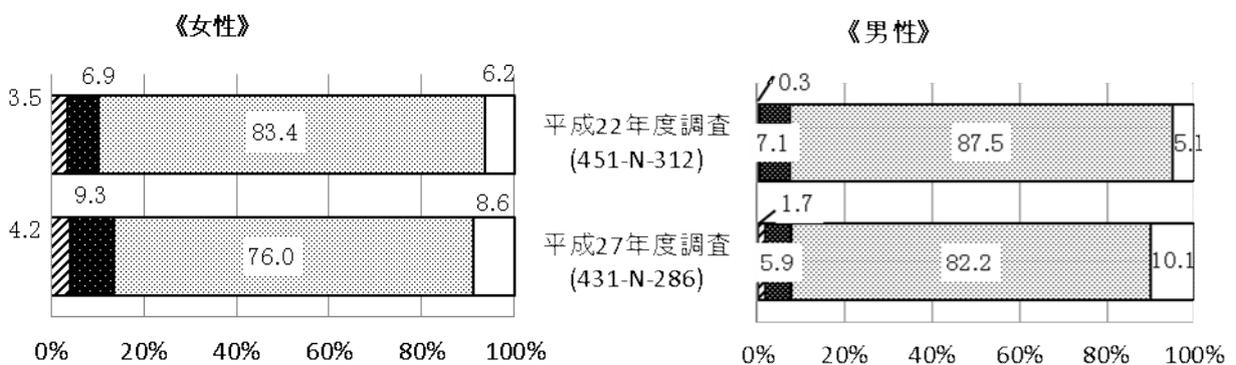
親、親戚、友人と会わせない等 行動を制限された



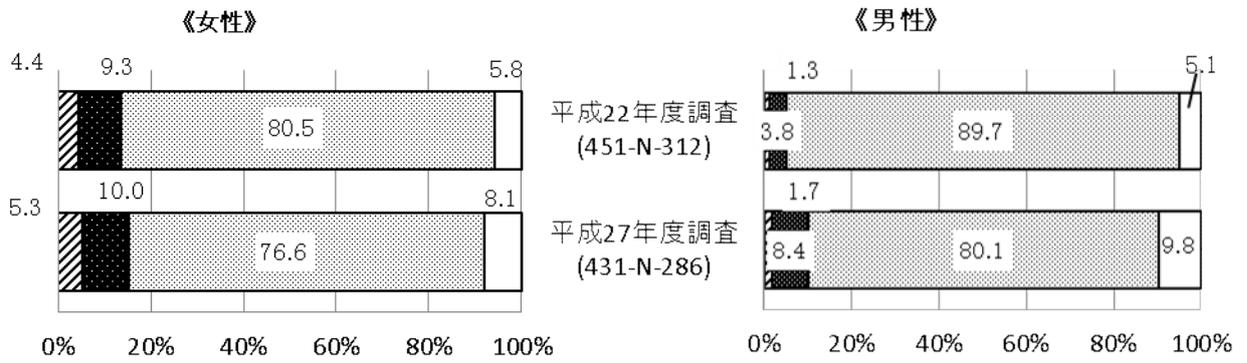
交友関係や電話を細かく監視された



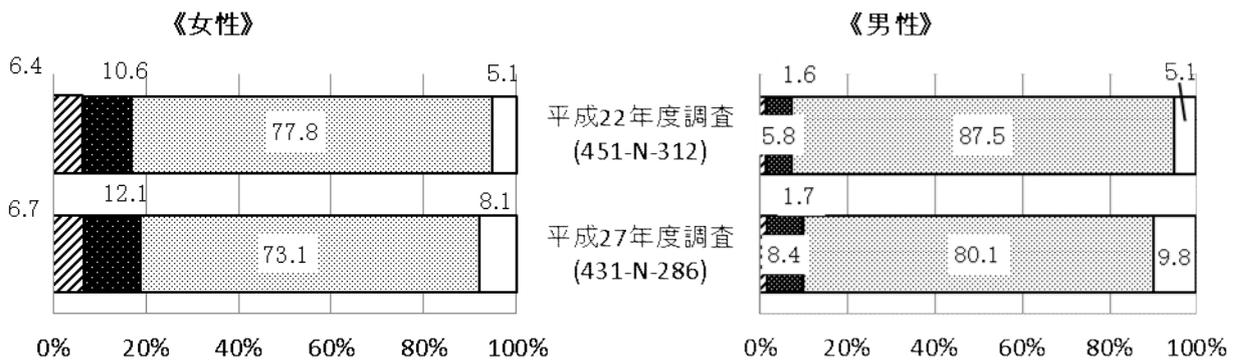
何を言っても無視された



「誰のおかげで生活できるんだ」などと言われた



大声でどなられたり、脅されたりした

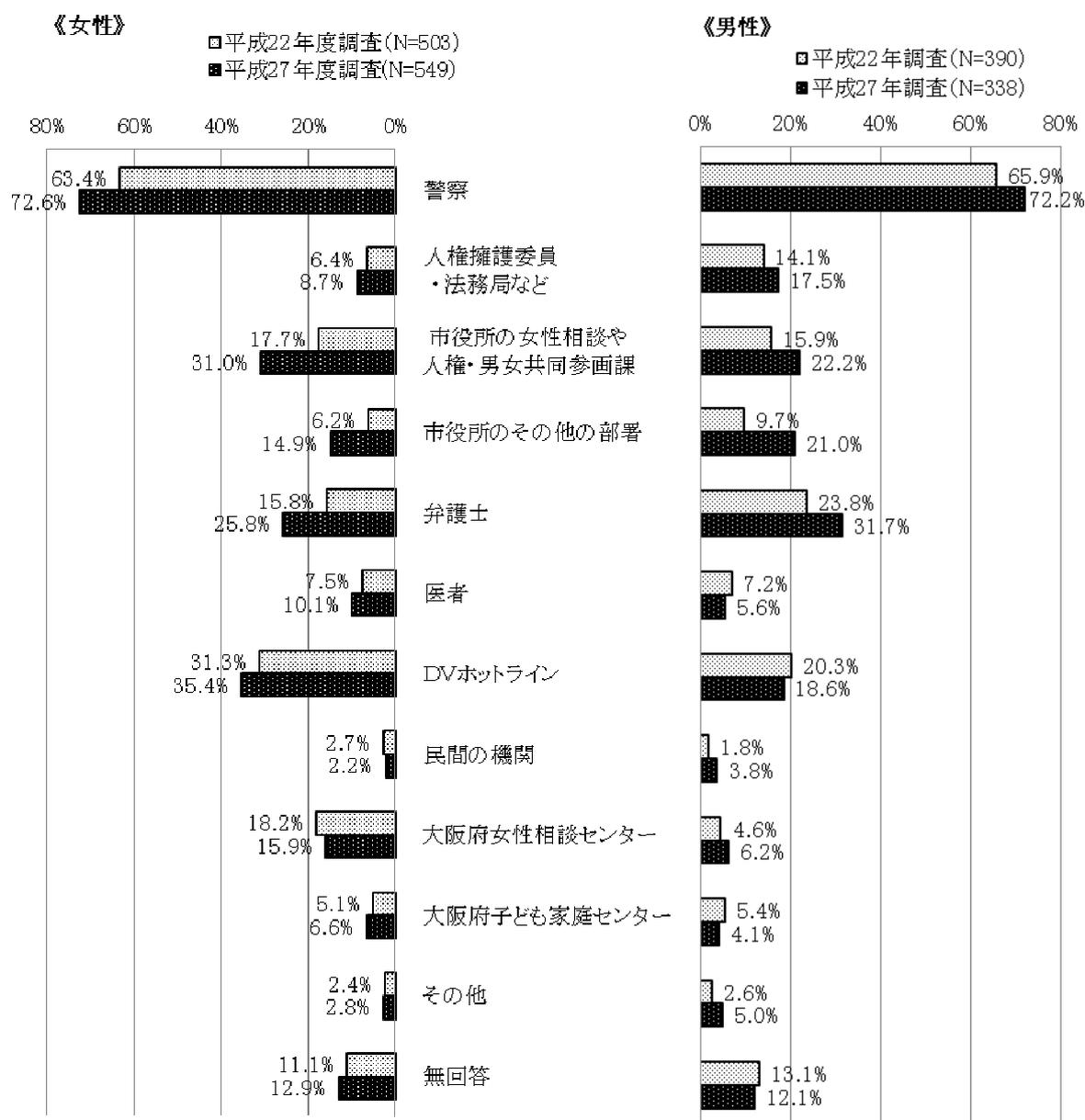


(4) 配偶者からの暴力に関する相談先認知 (どのような相談機関を知っているか)

知っている相談先としては、「警察」が最も多く、平成 27(2015)年度には、男女とも 7 割を超える結果となっています。

次に認知度が高いのが、女性は「DVホットライン」次いで「市役所の女性相談や人権・男女共同参画課」、男性は「弁護士」「市役所の女性相談や人権・男女共同参画課」です。

特に、平成 27(2015)年度の女性の「市役所の女性相談や人権・男女共同参画課」の認知度をみると、5 年前と比べ 17.7%から 31.0%と 2 倍近くに増加しています。



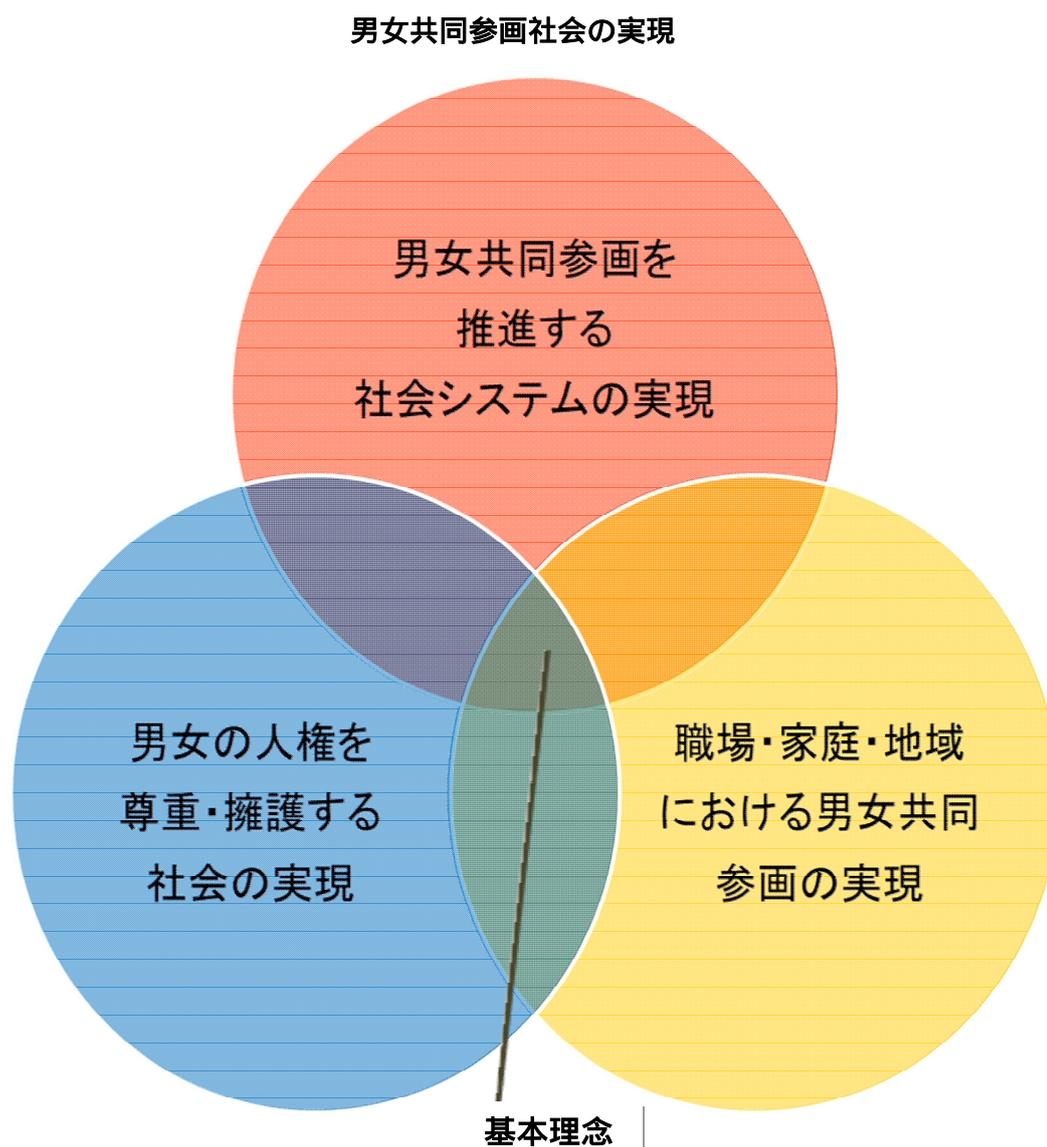
第 2 部

計画の基本目標

第1章 基本目標の方向性

1 計画の目標

第1部第2章に記した計画の基本理念と基本的視点を踏まえ、取り組むべき3つの基本目標を相互に関係・補完しあうものとして掲げ、男女共同参画社会の実現を目指します。



男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

2 計画の体系

基本目標 1

男女共同参画を推進する 社会システムの実現

【取組方針】

【具体的施策】

1 社会的な意思決定への女性の参画拡大

- (1) 審議会等委員への女性の参画
- (2) 女性職員、女性教員の登用
- (3) 女性の人材の養成・活動支援
- (4) 企業や団体への啓発・支援

2 男女共同参画に向けての意識形成

- (5) 社会制度、慣習等の見直し
- (6) 多様な学習・啓発活動
- (7) 男女共同参画センターの取組

3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- (8) 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育
- (9) 男女共同参画に向けた生涯学習

基本目標 2

職場・家庭・地域における 男女共同参画の実現

【取組方針】

【具体的施策】

4 働く場での男女平等の推進

- (10) 均等な機会と待遇の確保
- (11) 積極的格差是正措置への働きかけ
- (12) 多様な働き方への支援

5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの 自立を促す家庭環境の整備

- (13) 男女で担う家庭責任
- (14) 多様なニーズに対応する子育て環境の整備
- (15) ひとり親家庭への支援

6 地域社会における男女共同参画の推進

- (16) 地域活動における男女共同参画の推進
- (17) 地域防災における男女共同参画と女性の視点
- (18) 高齢者、障がいのある人、外国人、子ども等誰もが地域で安心して暮らせる環境の整備

基本目標 3

男女の人権を尊重・擁護する 社会の実現

【取組方針】

【具体的施策】

7 男女の性と人権尊重の理解と促進

(19)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

(20)ライフステージに応じた健康対策

(21)性に関する情報の提供と性教育

(22)メディアにおける女性の人権尊重とメディア・リテラシーの向上

8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(23)女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進

(24)相談体制の充実及び被害者の保護

(25)被害者の自立支援

(26)DV 対策の推進体制の整備

女性活躍推進の観点からの本市施策

国は「女性の力は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体の活力につながる」ものとして「日本再興戦略⁽⁹⁾」の中核に「女性の活躍推進」を盛り込んでいます。

これを受け、平成 27(2015)年 8 月に成立した女性活躍推進法は市町村に、当該区域内における女性の職業生活についての推進計画を定めるよう努めるものとしています（法第 6 条 2 項）。

(9) 第二次安倍内閣が掲げる成長戦略。平成 25(2013)年 6 月閣議決定。規制緩和、民間投資喚起策、企業の税制優遇、人口減少対策、公共部門の民営化、インフラ輸出促進、自由貿易促進、コーポレートガバナンス強化などからなっている。人口減少対策では、女性の就労促進、出生率の引上げ、高齢者の活用、IT 活用による生産性向上などを掲げている。

また、すべての女性が輝く社会づくり本部において「女性活躍加速のための重点方針」が決定され、女性の活躍を強力に推進することとしています。

本計画の施策を「女性活躍加速のための重点方針」における3つの分野「あらゆる分野における女性の活躍」「女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」「女性活躍のための基盤整備」に基づき、組み換えを行うと、以下のとおりとなります。

本市では、女性活躍推進法及び大阪府策定の「おおさか男女共同参画プラン（2016 - 2020）」に基づき「市町村推進計画」を本計画と一体のものと位置づけています。当該推進計画として必要な事項は、本計画の

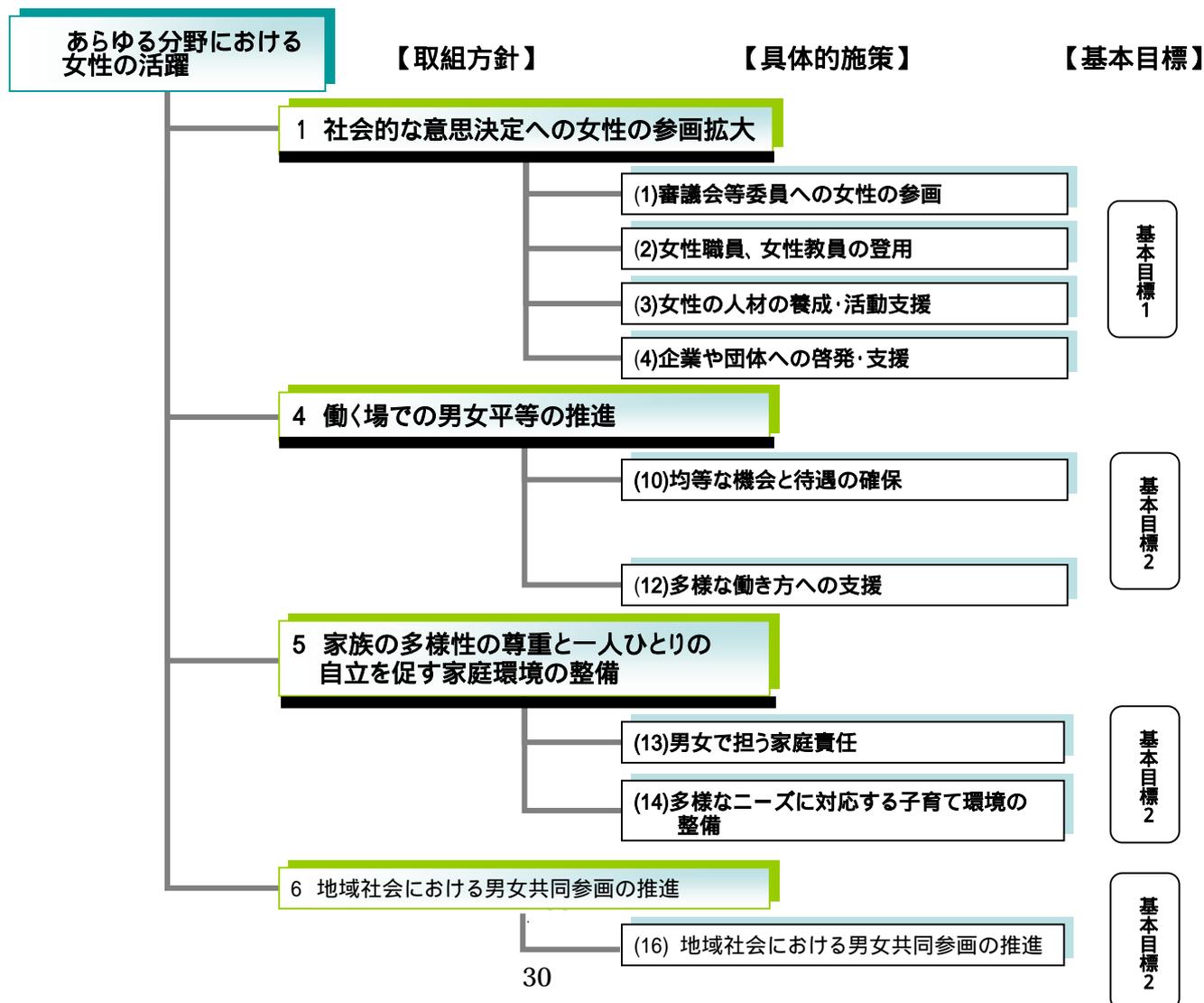
取組方針1 社会的な意思決定への女性の参画拡大

取組方針4 働く場での男女平等の推進

取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

に盛り込み、重点施策として推進していきます。

「女性活躍加速のための重点方針」から見た本市施策



【取組方針】

【具体的施策】

【基本目標】

女性の活躍を支える
安全・安心な暮らしの実現

5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの
自立を促す家庭環境の整備

(15)ひとり親家庭への支援

基本目標 2

6 地域社会における男女共同参画の推進

(18)高齢者、障がいのある人、外国人、子ども
等誰もが地域で安心して暮らせる環境の
整備

基本目標 2

7 男女の性と人権尊重の理解と促進

(19)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する
意識の浸透

(20)ライフステージに応じた健康対策

(21)性に関する情報の提供と性教育

基本目標 3

8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(23)女性に対するあらゆる暴力の防止に
関する意識の啓発推進

(24)相談体制の充実及び被害者の保護

(25)被害者の自立支援

(26)DV 対策の推進体制の整備

基本目標 3

女性活躍のための
基盤整備

2 男女共同参画に向けての意識形成

(5)社会制度、慣習等の見直し

(6)多様な学習・啓発活動

(7)男女共同参画センターの取組

基本目標 1

3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(8)学校・保育所・幼稚園における
男女平等教育

(9)男女共同参画に向けた生涯学習

基本目標 1

6 地域社会における男女共同参画の推進

(17)地域防災における男女共同参画と
女性の視点

基本目標 2

7 男女の性と人権尊重の理解と促進

(22)メディアにおける女性の人権尊重と
メディア・リテラシーの向上

基本目標 3

3 基本目標と取組方針

基本目標1 男女共同参画を推進する社会システムの実現

男女共同参画を推進する社会システムを構築するには、社会的性別（ジェンダー）の視点を定着、浸透させ、一人ひとりが基本的人権に基づいた男女共同参画の意識を持ち、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される必要があります。男女共同参画社会の形成を図るためには、行政や職場、地域などあらゆる分野での活動に男女が共に参加し、その活動の意思決定過程に参画していくことが重要です。

そのため、審議会等への女性委員の登用促進をはじめ、行政や職場、地域などあらゆる分野での施策や方針の立案、決定などの社会的な意思決定への女性の参画拡大に努めます。男女共同参画社会の形成を阻害する要因に、社会の仕組みや慣習の中に固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが挙げられます。固定的な性別役割分担意識の解消に向けては、社会的性別（ジェンダー）の視点で積極的かつ継続的な取組が必要であり、家庭や職場、地域等あらゆる分野において男女が個性や能力を発揮できるよう、社会における制度や慣習の見直しに向けた市民意識の醸成に努めます。

人間形成に影響を与える教育の役割は大きく、学校等におけるすべての教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育が必要です。女性も男性も個性と能力を活かし、社会のあらゆる分野に参画し、生涯にわたって生きがいのある人生を送ることができるよう、男女共同参画を推進する教育・学習の充実に努めます。

取組方針1	社会的な意思決定への女性の参画拡大
取組方針2	男女共同参画に向けての意識形成
取組方針3	男女共同参画を推進する教育・学習の充実

取組方針 1 社会的な意思決定への女性の参画拡大

本市では、審議会等の女性委員登用促進要綱に基づき、女性委員の登用に努めてきました。しかし、審議会等の統廃合等も影響し、「女性委員の登用率」は平成 23(2011)年度は 30.6%、平成 28(2016)年度では 28.5%と 2.1 ポイント後退し(P.77 参照)、「女性委員のいない審議会等の割合」においても、平成 23(2011)年度の 6.7%から平成 28(2016)年度 10.0%と 3.3 ポイント後退しています。各審議会の所管課は、「審議会等の女性委員の登用推進計画書」を作成の上、各団体に対し、積極的に女性委員を推薦するよう継続的に呼びかけを行っていますが、「女性委員のいない審議会等の割合 0%」の目標達成には一層の取組が必要です。引き続き、団体役員外も含めた女性委員の推薦等も含め、団体への呼びかけを行い、女性登用の促進に努めます。

地域防災計画の策定や推進を担う「防災会議」の女性委員も、委員推薦機関である防災関係機関・関係部局の女性職員割合が低く、登用が進みにくい状況にありました。平成 24(2012)年の災害対策基本法及び防災会議条例の一部改正により、防災会議の委員に自主防災組織を構成する者や学識経験のある者が追加されました。この結果、女性委員の登用率が、平成 24(2012)年度の 8.3%から平成 28(2016)年度 10.8%と 2.5 ポイントの増加となり、多様な主体の意見が反映されるよう取組が進められています。

「市職員の管理職に占める女性の割合」は、平成 24(2012)年度の 21.4%から、平成 28(2016)年度は 21.1%で微減となっています(P.78 参照)。一方、学校の管理職(校長・教頭)に占める女性の割合は、平成 24(2012)年度の小学校校長 29.3%・同教頭 36.6%、中学校校長 22.2%・同教頭 11.1%から、平成 28(2016)年度には、小学校校長 31.7%・同教頭 39.0%、中学校校長 33.3%・同教頭 33.3%に増加し、女性の登用が進んでいます(P.79 参照)。今後とも、女性職員や教員に管理職登用試験への受験を働きかけます。また、女性管理職にとって働きやすい環境の整備に努め、女性の採用・登用及び職域の拡大並びに能力開発等、積極的格差是正措置⁽¹⁰⁾を図っていきます。

国の雇用均等基本調査によると、「女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組に取り組んでいる企業の割合」は、平成 23(2011)年度の 31.7%から、平成 26(2014)年度は 57.1%に大きく増加しています。

本市でも、企業等において女性の管理職登用や職域拡大が促進されるよう、男女共同参画を進めることが今後の企業等の成長、さらには社会経済の活性化につながるということ

(10) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

を経営者層に周知しているところです。意思決定過程への女性の参画が一層進むよう引き続き周知に努めます。

また本市はこれまでも、男女共同参画センターを中心に学習の機会を提供し人材の育成を図ることで、女性が社会的な意思決定の場で力を発揮できるよう取組を進めてきました。引き続き、あらゆる分野における女性の活躍に向け、女性のエンパワーメントを支援していきます。

さらに、地域活動団体等の代表者や役員、リーダーへの女性の参画もまだ十分ではありません。このため、自治会・PTA等の地域活動や市民活動においても、男女が共に責任を負って活動を担うシステムづくりを今後も働きかけていきます。

具体的施策（１） 審議会等委員への女性の参画

	施策の方向	所 管
1	審議会等の女性委員の登用率を、最終年の平成 34(2022)年度には40%以上 60%以下となるよう努めます。また、引き続き女性委員のいない審議会等の解消を目指します。	人権・男女共同参画課
2	女性の登用を進めるため、委員の公募制を積極的に取り入れることや、職務指定についての見直しに努めます。	人権・男女共同参画課 各担当課
3	団体等に委員の推薦を依頼するときは、団体の長や役職に限定せず、女性の推薦について協力を求めるよう引き続き働きかけます。	人権・男女共同参画課
4	女性人材リスト登録者 ⁽¹¹⁾ の審議会等の委員への登用に一層努めます。	人権・男女共同参画課

(11) 市政にかかる政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、「エンパワーメント講座」を修了し、かつ、指定した講座を受講した者のうちから、本人が希望する場合について登録を行い、審議会等の委員の選任の際、部局の長の求めに応じて、情報提供等を行うために作成しているリストの登録者。

具体的施策（２） 女性職員、女性教員の登用

	施策の方向	所 管
5	女性職員、女性教員に対して登用試験の受験を積極的に働きかけるとともに、受験状況等の調査・分析を行い、サポートする環境を整えます。	人事課 教職員課
6	女性活躍推進法の施行に伴い改訂した「高槻市特定事業主行動計画」に掲げる目標値の達成に向けて、管理職に占める女性職員の割合の拡大を目指します。	人事課
7	女性職員、女性教員がエンパワーメントできるような研修を実施する等の積極的格差是正措置を講じます。	人事課 人権・男女共同参画課 教育センター

特定事業主行動計画

女性活躍推進法では、事業主に対し、職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とした行動計画の策定を求めています。地方公共団体の機関の長については「特定事業主行動計画」として、取組の内容および取組の時期を定めることとされています。

高槻市の特定事業主行動計画は、平成 17 年度に策定した「高槻市特定事業主行動計画 仕事も家庭も“CHANT！” - ちゃんと！ - 」を、平成 27(2015)年に次世代育成支援対策推進法、平成 28(2016)年に女性活躍推進法の施行に伴う改訂を行いました。同計画は、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 年間に計画期間とし、女性が個性と能力を十分発揮し職業生活において活躍できるよう、新たな取組を追加しました。

目標（抜粋）

- ・ 女性職員の育児休業取得率 100%、男性職員の育児休業取得率 10%
- ・ 配偶者出産休暇及び男性職員の育児参加休暇の取得率 100%に向けた取組推進
- ・ 年間一人あたり超過勤務時間 300 時間以内（特に子育て期にある職員については深夜勤務や超過勤務をできるだけ縮減できるよう職場全体で協力）
- ・ 消防士の女性職員の割合 3%、技術職 10%
- ・ 女性管理職(主査級以上)の割合 25%

具体的施策（３） 女性の人材の養成・活動支援

	施策の方向	所 管
8	<p>女性が能力を伸ばし積極的に活躍できるよう、男女共同参画センターにおいて人材養成のための講座を継続して実施し、女性の能力の開発及びその育成を図ります。</p> <p>女性が将来にわたってキャリアプランを描きつつ就業を継続し、キャリアアップしていけるよう、様々な機会を通じて情報発信等を行い、女性の関心を高め、意欲向上に働きかけます。</p>	人権・男女共同参画課
9	<p>女性人材の活用を図るため、男女共同参画センターの講座の企画・運営や、地域における社会教育活動への女性の活躍の機会拡大を図ります。</p>	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課

具体的施策（４） 企業や団体への啓発・支援

	施策の方向	所 管
10	<p>企業等における男女の格差の是正に関して、積極的格差是正措置への理解と導入ならびに女性管理職の登用について啓発を行います。</p> <p>先進企業の「一般事業主行動計画」や女性の採用・登用の取組等の情報を公表し、女性の活躍に向けた先進的な取組を行う「えるぼし認定企業」の事例等に関し、市内企業への周知を行い、取組意欲を促進します。</p>	産業振興課
11	<p>自治会、PTA等の地域活動の代表者や役員、リーダーへの女性の参画を進めるため、男女が共に責任を負って活動を担うシステムづくりを働きかけます。</p>	コミュニティ推進室 人権・男女共同参画課 市民生活相談課 環境緑政課 地域教育青少年課 公民館

取組方針 2 男女共同参画に向けての意識形成

平成 27(2015)年度実施の市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」との考えに「賛成である」とする回答は減少し、性別による固定的な役割分担意識は解消に向かったと考えられるものの、一方で、「どちらともいえない」との回答が約半数を占めている状況については、今後も注視していく必要があります(P.16 参照)。

また同調査で、学校・家庭・職場など様々な場面(分野)で男女平等感を感じるかについて、男女別に聞いたところ、「平等になっている」の割合は、「地域社会では《女性》」を除いた全ての分野で5年前の調査時に比べて減少しました。

男性の回答は、多くの分野で「平等になっている」の割合が女性よりも高くなる傾向があり、特に女性との間に差が開いている分野は、開きが大きい順に「政治の場」「社会通念や慣習の面」「家庭の中」「法律や制度の上」となっています。これらの分野では、男女平等感の捉え方に男女差があることが伺えます(P.17~P.20 参照)。

本市では、多様な媒体・機会を通じて広報・啓発活動に取り組んでいますが、固定的役割分担意識の解消など一定の成果を挙げた部分もある一方で、男女平等感など、十分な成果が挙がっていない部分も見受けられます。

このような状況を受け、本市は今後も男女共同参画の視点に立ち、さらに幅広く意識啓発に取り組めます。性別による固定的な役割分担意識は時代とともに変わりつつあるものの、男女平等感については男女差が見られることから、職場などを通じて啓発を進めるため、企業等と連携した取組を進めます。

また、「高槻市男女共同参画条例」第3条では、男女共同参画社会の形成に関する取組は、国際的な理念及び情勢と深く関連していることから、その動向に留意することとしています。男女共同参画の推進に大きく貢献している国際的な条約や世界女性会議での成果などを広く市民に広報し、男女共同参画に向けての意識形成を図っていきます。

男女共同参画センターは、学習活動、男女共同参画に取り組む団体・グループの交流支援、女性相談事業など、男女共同参画社会に向けた拠点施設として大きな役割を果たしています。今後とも、啓発事業、学習講座、相談事業、交流、情報提供等の機能の充実強化に努めます。

具体的施策（５） 社会制度、慣習等の見直し

	施策の方向	所 管
12	現行の社会制度や慣習などについて、男女共同参画の視点から読み解くための情報提供等に努めます。	人権・男女共同参画課 図書館
13	固定的な性別役割分担意識の実態把握に向けた調査を行い、古い意識や慣習にとらわれない多様な男女のイメージの浸透を図ります。	人権・男女共同参画課

具体的施策（６） 多様な学習・啓発活動

	施策の方向	所 管
14	男女共同参画を推進するための学習活動が、男女が共に学べるプログラムで実施されるよう工夫します。 男性の生活自立に向けた講座や男性の介護力を高める学習機会を増やすなど、男性に向けた講座や学習機会の充実に努めます。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
15	男女共同参画に関する男性の理解を深めるため、企業等での取組を働きかけるとともに、研修に関するの情報提供や出前講座などの支援を行います。 企業の経営・管理者層に対して、女性の活躍の推進や働き方に対する意識改革を図り、取組を効果的に進めていくため、経済団体との連携に努めます。	産業振興課
16	女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、配偶者暴力防止法など、男女共同参画に関する法律や救済制度を、誰にでも理解し活用できるよう、わかりやすい広報や情報の提供に努めるとともに、学習の機会を拡充し、法識字 ⁽¹²⁾ の強化に努めます。	人権・男女共同参画課
17	世界女性会議の成果等、男女共同参画に関する国際的な情報を収集・提供し、広報、啓発を行うことにより、国際社会の一員としての市民意識の向上を図ります。	秘書課 人権・男女共同参画課

(12) 自分にどんな権利があり、その権利を行使するために、どのように手続きすれば良いかを理解する能力。
また、法律や関連の制度の存在を知り、その知識を使いこなすことのできる能力をいう。

具体的施策（ 7 ） 男女共同参画センターの取組

	施策の方向	所 管
18	男女共同参画センターの講座について、その講座の対象となる人が参加しやすいよう、多様な就業形態に配慮した開講日等の設定を行います。また、保育付き講座等の拡充に努めます。	人権・男女共同参画課
19	エンパワーメント講座等の修了者の活動の場を広げたり、男女共同参画に取り組む団体・グループのネットワーク作りを支援するなど、修了者の継続的な学習・活動やグループの交流を促進します。	人権・男女共同参画課
20	男女共同参画に関する調査・研究を進め、図書やDVD、行政資料等の情報の収集、提供の充実とともに、ドーンセンターとの連携強化を図ります。 特に、女性活躍推進法を効果的に運用していくため、女性の職業生活における活躍に関する国際的な動向や、他市町村における具体的な取組事例等の様々な情報を収集・整理し、積極的な情報提供に努めます。	人権・男女共同参画課

取組方針 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

保育所・幼稚園から小・中学校の全ての教育課程において、一人ひとりの児童生徒の人権を尊重し、男女共同参画を推進する教育を体系的、継続的に実施することが重要です。

本市では、男女平等教育の取組のひとつとして、平成 3(1991)年度に全国に先駆けて幼稚園・小学校で男女混合名簿を導入し、平成 10(1998)年度には中学校を含めたすべての学校で実施しています。平成 11(1999)年 3 月には「男女共生教育指導の手引き」を作成・配付するなど、男女平等教育の推進に努めてきました。また、現在でもすべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、必要のない男女別の指導や取扱は行わないなどの取組を進めています。

平成 27(2015)年度実施の市民意識調査「男女の平等感」に関する設問のうち「学校教育では」の分野で「平等になっている」との回答割合は、5 年前の平成 22(2010)年度調査に比べ減少しています(P.18 参照)。

こうした状況をふまえ、今後も、男女共同参画の視点に立った教育を市内全校で継続的に取り組んでいきます。また、学校と家庭、地域が共通の問題意識を持って協力して取り組むことにより連携の強化を図ります。

また、平成 22(2010)年度実施の市民意識調査では、「子どもの将来像(どのような人に育ててほしいと思いますか)」についての質問も行いました(P.95 参照)。その結果、女

の子、男の子ともに1番は「思いやりのある人」ですが、2番目に女の子の場合は「家庭を大切にする人」「素直な人」、男の子の場合は「責任感の強い人」「判断力のある人」を挙げており、子どもの性別により、期待する将来像に違いが見られます。このことは、家庭において親から子へ固定的な性別役割分担意識が引き継がれる可能性を示しており、親世代の意識改革を促す取組が必要です。

女性も男性もそれぞれの個性と能力を活かして、社会のあらゆる分野に参画できるよう、学習の機会が生涯にわたって確保されていることが重要であり、男女の自己実現を可能とする生涯学習の充実を目指します。

具体的施策（ 8 ） 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育

	施策の方向	所 管
21	学校園・保育所において、男女共同参画の視点に立った教育を推進する計画を作成し、継続的に取り組みます。	保育幼稚園総務課 教育指導課
22	男女共同参画の視点に立った教育のための教職員研修を実施します。	教育センター
23	学校園・保育所において、教材や遊び等を男女共同参画の視点から点検し、改善を行います。（ 28 と統合）	保育幼稚園総務課 教育指導課
24	教育活動における隠れたカリキュラム ⁽¹³⁾ の解消に引き続き努めます。	教育指導課
25	男女共同参画の視点に立った教育や隠れたカリキュラムの点検に外部評価の考え方を導入します。	教育指導課
26	学校園・保育所で行われている男女共同参画の視点に立った教育と家庭教育の連携を図るため、積極的に情報を提供するとともに、教職員・保育士と保護者が共に学習する機会を持ちます。	保育幼稚園総務課 教育指導課
27	幼児期からの男女共同参画の視点に立った教育の重要性を認識し、保育士・幼稚園教諭の研修を実施します。	保育幼稚園総務課 教育センター
28	（ 23 と統合）	
29	（ 37 と統合）	
30	学校園・保育所でとりわけ、父親の育児や保護者会活動への参画を促し、また、「男女共同参画週間」に合わせて、男女共同参画への理解を深める諸行事を設定するなど、効果的な取組を検討します。	保育幼稚園総務課 教育指導課

(13) 学校教育の中で、固定的な男女の役割分担意識を無意識に子どもたちに伝達していることをいう。具体的には、教科書などの教材選択、記述・イラスト等を通して描かれる女性（男性）像、学習場面での教師の教え方や何気ない言動、学校行事における男女の役割分担などがある。

具体的施策（ 9 ） 男女共同参画に向けた生涯学習

	施策の方向	所 管
31	男女共同参画社会の実現に向けた多様なテーマを掲げ、働く人が参加しやすい曜日・時間に配慮して講座等を開催します。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
32	研修講座等の企画運営にあたっては、男女共同参画に取り組むNPO等や男女共同参画センターで学習した市民との協働も視野に入れて取り組みます。また、保育付き講座等の拡充に努めます。	地域教育青少年課 公民館
33	子どもが性別にとらわれず、その個性と能力を伸ばすことができるよう、講演会や人権教育リーフレットの配布等、PTAとの連携事業を通じて家庭における学習の機会や情報の提供を拡充します。	地域教育青少年課

基本目標2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

少子高齢化が進行し、労働力不足が懸念される中、働きたい人が性別に関わりなくその能力を発揮できることは、経済社会の活力の源となるものです。

近年では、国において平成 27(2015)年の「女性活躍推進法」の制定や、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」「男女雇用機会均等法」改正など、仕事と家庭の両立のための制度整備が進められています。

しかし実際には、男性が長時間労働を強いられ、仕事優先の働き方をしているという状態が解消しないまま、女性の就業が進んでいます。このため、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が解消されず、「男は仕事、女は仕事と家事・育児・介護等」という形で女性の二重の負担構造が再生産されています。

男女が働きながら、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を構築するには、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進が不可欠です。平成 19 年(2007)には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、一層積極的に取り組む決意を表明するため、政労使の合意も結ばれています。男女が子育てや介護などの家庭責任を分かち合い、健康で豊かな生活を送るためには、社会システムの変革と同時に個々人の意識改革が大切です。

働く人が性別により差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備に向けて、企業等に、引き続き男女雇用機会均等法の履行を徹底するとともに、女性活躍推進法の趣旨・理念を周知徹底し、積極的格差是正措置などの啓発に努めます。

また、地域社会は家庭と共に人々にとって最も身近な暮らしの場であるため、地域活動における男女共同参画の推進は重要な課題です。地域活動では、女性が主に活動を担っているにもかかわらず、代表者や役員は男性に偏っているとの事例も散見されます。地域での女性の方針決定過程への参画を進めると同時に、広い世代の男性が地域とつながりを持って活動に参画できるよう、男女が共に担う地域づくりを進めます。

また、高齢者、障がいのある人、外国人、子どもなど、誰もがその持てる力を発揮し、地域で生きがいを持って安心して暮らせるように、意識啓発と環境の整備を進めます。

取組方針4 働く場での男女平等の推進

取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

取組方針6 地域社会における男女共同参画の推進

取組方針4 働く場での男女平等の推進

平成 27(2015)年度実施の市民意識調査「男女の平等感」に関する設問のうち「職場では」について、「平等になっている」との回答割合は5年前の調査時に比べて減少しています(P.18 参照)。

職場においてどのような場面で不平等を感じるのかについては、平成 22(2010)年度実施の市民意識調査で「職場での男女格差の有無」について質問をしています。「自分の職場でそのようなことがある」こととして、女性は「女性の昇進・昇格が遅い、あるいは望めない」「女性は男性の補助業務や雑用が多い」の回答が最も多く、それぞれ 24.5%、男性は「女性にはつけないポスト・職種がある(32.1%)」「女性は男性の補助業務や雑用が多い(22.5%)」の回答が多くなっています(P.96 参照)。

本市の女性の労働力率(15歳以上に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)を全国や大阪府と比較すると、ほとんどの年齢階層において全国を下回っているものの5年前の調査時に比べ差は縮小し、大阪府とほぼ同水準となっています。

一般に女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆる「M字カーブ」を描きますが、近年、M字の谷が浅くなる傾向があります。本市においても、谷にあたる35歳から39歳の労働力率は68.2%と5年前に比べ6.4ポイント増加し、谷が浅くなる傾向が見られます。しかし、全国の同年代労働力率72.7%よりは低く、M字の谷も深くなっていることから、結婚・出産期に仕事をやめる女性が全国に比べ多いことが伺えます(P.81 参照)。

平成 22(2010)年度実施の市民意識調査では、「女性が働き続ける場合に困難だと思うこと」として、男女とも「保育所、学童保育室の不足(男性 61.8%・女性 73.0%)」が最も高く、次いで女性では「老親や病身者の介護・看護(54.8%)」、男性では「育児、子どもの教育(51.8%)」となっています(P.97 参照)。その背景には、女性が出産、育児、介護のために仕事を離れざるをえない状況や、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が根強くあることが伺えます(P.94 参照)。

女性が働き続ける上で、出産や育児が障壁とならないよう、保育所の整備をはじめとする社会的支援を充実させるとともに、職場において、出産、育児を理由とした差別的な処遇が行われることがないようにすることが重要です。セクシュアル・ハラスメント⁽¹⁴⁾は、女性を働く対等なパートナーとして見ない男性の価値観や職場環境のもとで起こるものであり、女性の人間としての尊厳を傷つけ、働く権利を侵害するものです。セクシュアル・ハラスメントをはじめとした様々なハラスメントの防止・対策をそれぞれの企業等の責任において実施されることが求められます。

これらの状況を改善し、男女が平等に、生き生きと働くことができる職場環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法ならびに女性活躍推進法の趣旨・理念の周知に一層努めます。あわせて、職場における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に努めるとともに、企業等に対して積極的格差是正措置を働きかけます。

職業生活における理工系分野での女性の活躍は促進されておらず、例えば、平成 27(2015)年度の国の調査によると、建設業における採用者（技術者）に占める女性比率は 4.5%にとどまります。職域拡大に向け、理工系分野への女性の興味・関心を向上させる必要があります。

近年、男女を問わず非正規雇用の比率が高まっています。このような就労形態は、多様な働き方を可能にしますが、その反面、不安定な環境に置かれ、貧困の原因にもつながるため、非正規雇用者の待遇改善の推進等、多様な働き方の雇用環境を向上させる必要があります。

また、平成 22(2010)年度に実施した労働実態調査によると、女性の事業主や家族従業者に関しては、高齢化・長時間労働・家事負担などの課題があります。生産や経営等を担う自営業に従事する女性の労働条件の改善に向けて、関係機関と連携した取組が求められています。

近年、国は、ICTを活用した時間や場所にとらわれない「テレワーク」などの柔軟な働き方を推進しています。テレワークは、被雇用者であれば在宅勤務やモバイルワークなどの就労形態を取りやすくなり、また個人・小規模事業者による起業が行いやすくなる等就業機会が拡大するほか、ワーク・ライフ・バランスの実現にもつなげる事が出来る等のメリットがあります。本市では、多様な働き方における労働環境の改善に向けて、企業等への啓発に取り組み、支援に努めます。

(14) 職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、相手や周囲に不快感を与えることをいう。職場では、相手の意に反した性的な性質の行動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な行動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与えたり、学習環境を悪化させることをいう。

具体的施策（10） 均等な機会と待遇の確保

	施策の方向	所 管
34	男女雇用機会均等法の履行確保を企業等に啓発します。	産業振興課
35	女性労働の実態把握に努めるとともに、労働相談に見られる実態を社会的性別（ジェンダー）、男女共同参画の視点で分析し、職場での差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメント、パート労働等の女性の就労に関する問題を整理して、労働施策に活かします。	産業振興課
36	企業等におけるセクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメントを防止するための啓発等を強化します。	産業振興課
37	男女が平等に働ける環境を整備するため、職場における固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。 圧倒的に女性比率が高い保育士、幼稚園教諭等の職場については、男性にとっても働きやすい環境整備に努めます。 男女にかかわらず、青少年期から科学技術の魅力に接する機会を提供するとともに、建設業・運輸業・研究機関をはじめ理工系分野等女性の参画が進んでいない分野においても活躍の機会があることへの理解の促進に努めます。	産業振興課 人権・男女共同参画課 人事課
38	高槻市において、職場でのセクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメントの根絶を目指し、実効あるシステム作りに引き続き取り組みます。	人事課

具体的施策（11） 積極的格差是正措置への働きかけ

	施策の方向	所 管
39	職場における男女間の格差を解消するため、積極的格差是正措置についての事業主の理解を促進します。	産業振興課
40	女性の就業促進、職域拡大等に貢献した企業等を市民に周知するなど、男女共同参画に積極的に取り組む企業等を奨励する取組を進めます。 公共調達における公正性、経済性及び品質の確保に配慮しつつ、男女共同参画に積極的な取組を行う企業への加点が実施されるよう、国・府の先行事例を参考に評価方法の調査研究に努めます。	産業振興課 人権・男女共同参画課 各担当課

具体的施策（12） 多様な働き方への支援

	施策の方向	所 管
41	パートタイム労働者や派遣労働者の就業環境の整備、労働条件の改善を図るため、同一価値労働・同一賃金の原則(I L O 100 号条約)、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)などの周知普及や、情報提供、啓発に取り組みます。	産業振興課
42	仕事と家庭生活の両立を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現にもつながる多様な働き方が可能となるよう、労働環境の改善に向けて、企業に対し I C T の利活用等情報提供に努めます。 また、有期雇用の労働者には希望に応じて継続雇用への道を拓くよう企業等に啓発を進めます。	産業振興課
43	出産・育児等により離職した再就職希望者に対し、再就職の不安を解消するための再就職支援セミナー等を開催するとともに、自分にあった仕事選びのサポートを行います。 起業希望者に対しては、起業に関する情報提供や資金面の支援を行うとともに、起業・N P O 等の立ち上げや、地域で活躍する女性等の先進的な取組の収集・発信に努めます。	人権・男女共同参画課 産業振興課
44	商工業等の自営業における女性家族従業者の実態調査について、関係機関への働きかけを行うとともに、その実施状況や内容を参考に対応します。	産業振興課

取組方針 5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

男女共同参画社会の形成には、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が重要です。国が平成 19(2007)年に策定した「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、目指すべき社会に「多様な働き方・生き方が選択できる社会」が挙げられています。

また国は、平成 27(2015)年に「働き方改革推進室」を設置し、多様な働き方を推進しています。女性の活躍のためにも、また、男女が共に暮らしやすい社会を実現する観点からも、まずは長時間労働等を当たり前とする男性中心の働き方を改革することが重要です。

1 人の高齢者を支える現役世代の数が少なくなる中、現役世代が「仕事か家庭生活か」ではなく、1 人で何役も担うことができるよう、一人ひとりの事情に応じた職業生活を営むことができる社会の実現が求められます。

平成 22(2010)年度実施の市民意識調査では、「生活の中で優先したいこと」は、男女とも「『仕事』と『家庭や地域活動』と『個人の生活』の3つとも大切にしたい」と回答した人が最も多くなっていますが、現実には、女性は「家庭や地域活動」、男性では「仕事」を優先している人が最も高くなっています(P.98 参照)。その背景には、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的な役割分担意識が根強く存在し、男性は、長時間労働による職場中心の生活となり、家庭責任を果たせない状況があります。

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てが孤立化することにより、負担感を感じている父親・母親も少なくありません。

子育てや子どもの成長に楽しさや喜びを感じることができるよう、子育てをしているすべての家庭が必要に応じて適切なサービスを利用し、安心感をもって子育てができるよう、総合的な子育て支援施策を推進する必要があります。また、子どもの成長の過程で重要な生活の基盤となる「地域社会」において、全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し子どもたちを見守り、子育てを支援する必要があります。

さらに職場においては、男女が共に家庭責任を担えるよう、企業等における労働時間短縮や育児・介護休業制度の普及・取得の推進に向けた取組が必要です。

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて一層啓発に努めるとともに、特に、男性を対象とした育児、介護等に関する学習機会を提供します。

本市では、平成 17(2005)年度に策定した「高槻市特定事業主行動計画 - 仕事も家庭も“CHANT!”(ちゃんと!) - 」を、平成 27(2015)年に次世代育成支援対策推進法、平成 28(2016)年に女性活躍推進法に基づき改訂しました。本計画では、育児休業期間中に3か

月に1回は職場から業務等の情報提供を行うことを取組項目に追加し、育児休業後スムーズに職場復帰できるようにすることで育児参加を促進する取組も進めています。

平成27(2015)年度の男性職員の育児休業取得率は1.7%ですが、育児参加休暇⁽¹⁵⁾取得率は35.3%、配偶者出産休暇⁽¹⁶⁾取得率は69.8%に達しています。

男女が安心して働き続けるために、子育ては重要な事柄であり、子どもが健やかに育つ環境を整えるなど子育て支援の充実が必要です。企業等に対して、女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画策定や子育て支援の取組が進むよう、啓発に努めます。

本市においても、平成17(2005)年に「高槻市次世代育成支援行動計画」前期計画、平成22(2010)年に同計画の後期計画、また平成27(2015)年に「高槻市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の取組を進めています。今後も、多様なニーズに対応した子育て環境の整備や相談体制の拡充、地域社会による支援の充実に努めます。

昨今、貧困や教育、就労の機会が得られないなど生活上の困難に直面する人々が増加しており、様々な形での支援が必要とされています。

また、離婚の増加等により、ひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭では、子育て・生活全般や就業、経済面での不安があり、大人が2人以上いる世帯と比べ、相対的貧困率も高くなっています(「(厚生労働省)平成25年国民生活基礎調査」)。

本市では、平成29(2017)年度に「第三次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の自立支援を総合的に推進しています。家族のあり方が多様化する中、自らの意思で多様な生き方が選択できるような力をつけることが必要とされます。様々な困難を抱えるひとり親家庭が、困難を乗り越え、自立して生きていくための適切な支援に努めます。

(15) 男性職員が、妻の産前産後の期間中に、出産に係る子又は上の子(小学校就学前)の養育のため取得することができる休暇のこと。付与期間は、出産に係る子(第一子)を養育する場合は、妻の産後8週間の期間中、上の子(小学校就学の始期に達するまでの子)を養育する場合は、妻の産前8週間(多胎妊娠は14週間)、産後8週間の期間中。付与日数は上記の期間中において5日以内で、連続でも分割でも取得可能。付与単位は1日。

(16) 男性職員の妻が出産するとき、その事実発生(予定)日前1週間、後2週間の範囲で取得することができる休暇のこと。取得は1日単位、2日以内で分割取得可。

具体的施策（13） 男女で担う家庭責任

	施策の方向	所 管
45	<p>労使双方に対し、育児・介護休業法の周知を図り、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに努めるよう啓発するとともに、仕事と子育ての両立を支援する雇用環境の整備に積極的に取り組む子育てサポート企業の認定制度について、情報提供を行い、認知度の向上を図ります。</p>	産業振興課
46	<p>高槻市が男女共同参画のモデル職場となるよう、職員への研修等に努めるとともに、男性職員の家庭生活（家事、育児及び介護等）への関わりを推進するため、研修等を通じ、職場の雰囲気醸成、管理職員に対する意識啓発、職員への仕事と家庭の両立支援制度の周知等を行います。</p> <p>また、高水準の男性の育児休業取得率を達成している等他市の先進的な取組事例等の収集・情報提供を行います。</p>	人事課 人権・男女共同参画課
47	<p>長時間労働が男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を妨げている大きな要因であることから、企業や労働者双方に対し労働時間短縮の啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。</p>	産業振興課
48	<p>性別による固定的な役割分担意識を解消する啓発を推進し、男性の家事・育児・介護等への参画の家庭における意義に対する理解を深めるため、地域団体やボランティア団体等と連携し、家事・育児・介護等に関する講座を実施します。</p> <p>男性の家事・育児・介護等に関する啓発等について、他市の先進的な取組事例を収集し、情報提供を行います。</p>	人権・男女共同参画課 子ども保健課 地域教育青少年課 公民館 子育て総合支援センター
49	<p>学校園・保育所は行事や参観懇談に仕事を持つ保護者が参加しやすいように配慮し、教育・子育てへの男性の積極的な参画を促す工夫をします。</p>	保育幼稚園総務課 教育指導課

具体的施策（14） 多様なニーズに対応する子育て環境の整備

	施策の方向	所 管
50	企業等に対して、女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や子育て支援の取組が進むよう啓発を行います。	産業振興課
51	保育所における待機児童の解消のため、引き続き、入所枠の弾力的運用を積極的に行うとともに、保育環境が悪化しないよう、適切な対策を実施します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課
52	保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、保育需要を参考にしつつ、必要に応じて延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、休日保育の拡大に努めます。	保育幼稚園総務課
53	ファミリー・サポート・センター ⁽¹⁷⁾ の運営や子育てに関する相談・情報の提供、地域の子育てサークルへの支援など、家庭や地域の子育て機能、環境の充実に努めます。	保育幼稚園総務課 子育て総合支援センター
54	学童保育について、待機児童数の状況に応じ、2室運営等の保育環境改善に取り組みます。	子ども育成課

具体的施策（15） ひとり親家庭への支援

	施策の方向	所 管
55	ひとり親家庭では、仕事・育児・家事を一人で担っていく必要から経済的・身体的・精神的な負担が大きくなっています。 このため、高槻市ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施、母子・父子自立支援員による相談体制の充実、専門相談機関との連携強化など自立支援に向けた取組を推進します。また、児童扶養手当の給付、母子・父子・寡婦福祉貸付金の貸付、保育料の軽減等の経済的支援を推進するなど生活困難を抱えた家庭に適切な支援を行います。	人権・男女共同参画課 子ども育成課 保育幼稚園事業課

(17) 育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員組織。

取組方針 6 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会は、男性にとっても女性にとっても大切な生活の場であり、豊かで活力のある地域社会をつくっていくためには、男女が共に地域社会づくりに参画していくことが重要です。

地域では、自治会やPTA等の地域団体やNPO等が様々な活動を展開しています。福祉や子育て支援などの分野で女性も多く活動していますが、地域の方針決定過程への女性の参画はあまり進んでいない状況にあります。また、これまで仕事中心の生活を送っていた男性は、仕事以外の付き合いが少なく、定年後に地域で孤立しやすい傾向があることが指摘されています。このため、男女が対等なパートナーとして地域活動に共に参加し、地域活動の活性化と地域課題の解決が図られるよう、その環境づくりに努めます。

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、平成 28(2016)年 4 月 14 日の熊本地震や同年 10 月 21 日の鳥取県中部地震など震度 6 を超える地震が発生し、防災(復興)に対する関心が一段と高まっています。将来において、南海トラフ巨大地震のほか、連動する直下型地震の発生が予測されており、地震以外にも局地的大雨など、直前の予測が難しい災害も増えてきています。

東日本大震災等では、女性や生活者の視点が十分に反映されないことや、女性や子育てのニーズに配慮した避難所運営ができていないこと、固定的性別役割分担が更に強化されてしまうことなど、男女共同参画の視点からの様々な問題が浮き彫りになっています。

本市では平成 28(2016)年 7 月現在、自主防災組織 151 組織のうち 134 組織で男性が会長を務めています。防災の分野はこれまで男性が中心であったことから、女性や生活者の多様な視点を反映した防災に取り組み、地域の防災力向上に努めます。

社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成 12(2000)年に介護保険制度が導入され、その後、社会のニーズに合わせて改正が重ねられてきました。近年は特に、要介護状態等となることの予防や、要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を図る介護予防の取り組みが非常に重要となっています。平成 26(2014)年の介護保険法の改正では、市町村に「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施が義務付けられ、市が中心となった地域の実情に応じた介護予防事業の実施や、住民等の多様な主体が参画して行う多様なサービスの充実により、地域の支え合い体制づくりを推進することが求められています。

介護サービスの利用者は、在宅サービスを中心に増加しているものの、家庭での介護は今なお女性に、より大きな影響を及ぼす切実な問題です。

近年になり、妻を介護する夫、親を介護する息子が増加しており、併せて老老介護、介護者の健康上の問題、仕事の継続の困難の他に、家事における困難、地域での孤立化といった複合的な問題が浮かび上がってきています。

男性も女性も介護を必要とする人が、必要に応じたサービスを利用できるよう、介護保険制度についての周知・啓発や介護サービスについての相談体制の充実を図ります。

また、福祉のまちづくりを市民等と行政が協働して行うことが求められています。福祉のまちづくりを進めるためには、地域団体、ボランティア団体、市民等のまちづくりへの積極的な参加が、これからの社会の新しい活力を生み出す活動として重要であることから地域における取組を支援します。

地域には、高齢者、障がいのある人、外国人、子どもなど多様な人が暮らしています。障がいがあること、外国人であること、同和問題等により困難な状況におかれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状態におかれている場合があることに留意する必要があります。人権尊重の観点と多文化共生⁽¹⁸⁾の意識を持ち、誰もが住み慣れた地域で安心して生活し、その能力や意欲を發揮しながら社会参加するために、多様なサービスの提供、相談・支援体制の整備を図ります。

具体的施策（16） 地域活動における男女共同参画の推進

	施策の方向	所 管
56	自治会などの地域団体やボランティア団体、市民等が地域活動に参加し、地域における男女共同参画の課題の解決に向けた取組を主体的に行えるよう支援します。	コミュニティ推進室 人権・男女共同参画課 各担当課
57	男性の地域活動等への参加を促進するため、男性向けの学習機会の提供等を行います。	人権・男女共同参画課
58	誰もが生涯にわたって学び、学習活動を通じて新たな人間関係を育み、高齢者が経験や知識を活かしながら、障がいのある人がその能力や意欲を發揮しながら、そして外国人の人たちがその文化を大切にしつつ地域の一員として、豊かな人生を歩めるよう、生涯学習、地域活動等への男女共同参画に向けた取組を推進します。また、こうした活動に携わるNPO等の裾野を広げ、地域に根付いたものとするため、その支援に向けた環境づくりに努めます。	コミュニティ推進室 長寿介護課 公民館 人権・男女共同参画課

(18) 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

具体的施策（17） 地域防災における男女共同参画と女性の視点

	施策の方向	所 管
59	防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。また、自主防災組織などへの女性の参加を促進します。	危機管理室 人権・男女共同参画課
60	防災知識の普及・啓発や防災訓練においては、要援護者等への配慮をするとともに、女性の参画を含め多くの住民に参加を呼びかけ、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮します。	危機管理室
61	避難所の運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営を図ります。	危機管理室 人権・男女共同参画課
62	応急仮設住宅の運営管理においては、安全・安心の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、性別を問わず避難生活者の多様な意見を反映できるよう配慮します。	危機管理室

具体的施策（18） 高齢者、障がいのある人、外国人、子ども等誰もが地域で安心して暮らせる環境の整備

	施策の方向	所 管
63	介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度についての周知・啓発や介護サービスについての相談体制の充実を図り、家族介護の負担の軽減につなげます。	長寿介護課
64	「地域福祉計画・地域福祉活動計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者基本計画」などに基づき、高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、各種在宅サービスや保健福祉サービス等の充実に努めます。	福祉政策課 長寿介護課 障がい福祉課 健康づくり推進課
65	異文化を理解し、共に生きる多文化共生社会の形成を促進することにより、国際的な人権意識の向上につなげます。	人権・男女共同参画課
66	外国人については、必要な各種情報を多様な言語で効果的に提供できるよう、関係機関と連携した支援を進めます。	秘書課 人権・男女共同参画課
67	登下校時など、子どもが被害者となる性的な犯罪を防止するため、警察等と連携し、地域安全情報を家庭、PTA等へ積極的に提供するなど、安全・安心なまちづくりに取り組みます。	危機管理室 子ども育成課 保健給食課 地域教育青少年課 教育指導課

基本目標 3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現

女性も男性も、個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会を確保され、それぞれの人権が尊重されることは、男女共同参画社会の前提となるものです。

女性の人権に関わる子どもを産むか産まないか、産むならいつ何人産むかということ、女性自身が選び、決定し、生涯にわたり健康な生活を送る権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する認識を深めるとともに、その視点に立って、女性の生涯にわたる健康の確保に取り組むことが必要であり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの確立に向けた施策を推進します。

一人ひとりの人格や好み、価値観が異なることが自然であるように、性自認⁽¹⁹⁾のあり方やセクシュアリティなどが多様であることもまた、自然なことです。多様な性のあり方を認めるとともに、性のあり方の多様性を理解した施策を推進することが求められます。また生命や個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を築くことが大切です。子どもから大人まで、誰もが互いの性を尊重する考え方を身に付けるよう、正しい性に関する情報の提供や相談体制の整備を進める必要があります。

日々、メディアから発信される情報は社会に大きな影響を及ぼしています。大量に流される情報の中には、固定的な性別役割分担意識を助長させるものや性の商品化⁽²⁰⁾などにより女性に対する暴力を助長するものもあります。メディアにおける女性の人権の尊重に資する取組を進めるとともに、メディアから発信される情報を無条件に受け入れることのないよう、メディア・リテラシー⁽²¹⁾の向上に努めます。

近年、DVなどの女性に対する暴力が、深刻な問題となっています。女性への暴力は、その基本的人権を踏みにじるものであり、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、毎日の生活を脅かすものです。女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

(19) 自分の性をどのように認識しているのか、性に関わりどのようなアイデンティティを自分の感覚として持っているのかを示す概念である。「心の性」と呼ばれることもある。

(20) 女性の性を人格とは無関係に、金銭と交換可能な「モノ」として扱うことをいう。買春やポルノだけでなく、性に関わる女性の身体の一部のみをことさら強調し、興味本位に取り扱ったポスターやCM、イベントなど多様なものが含まれる。

(21) メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

平成 19(2007)年に配偶者暴力防止法が改正され、「配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定」と「配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすこと」が市町村の努力義務となりました。

本市では、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する「配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画」を本計画に含めて策定しています。なお、配偶者暴力防止法では、「配偶者からの暴力」の「配偶者」に生活の本拠を共にしない交際相手は含まれませんが、このような交際相手からの暴力(デートDV)も含めて対応します。

引き続き、女性に対する暴力のない社会の実現に向けて、DV防止の啓発、相談体制の構築と安全確保、自立支援のための関係機関の連携、協力体制の整備を進めます。

取組方針7	男女の性と人権尊重の理解と促進
取組方針8	女性に対するあらゆる暴力の根絶

取組方針7 男女の性と人権尊重の理解と促進

男女が主体的に健康管理、健康づくりを行うためには、心身及びその健康についての正確な知識や情報が必要です。

女性は、妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面することがあります。女性の性の尊重と生涯にわたる健康保持のために、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する認識を深めるとともに、その視点に立って、女性の生涯にわたる健康を確保する施策に取り組む必要があります。

女性自身がその健康状態に応じて的確に自己管理できるよう健康教育・啓発を行うとともに、男性が女性の性と健康に対する理解を深められるよう、男性への啓発等も進めます。

健康保持対策については、出生期から高齢期までのライフステージに応じた取組が必要です。特に、健康診査の受診率の低い未就業者、自営業者、パート労働者等の健康に留意する必要があります。これについて本市では、平成 27 年 9 月よりがん検診受診の無料化を開始するとともに、医療機関や経済団体と連携した無料検診の周知や受診啓発活動等の実施により、受診者数が増加しています。

性に関する興味本位な情報は、青少年に与える影響が大きく、学校教育や社会教育における性教育の役割は重要になっています。子どもから大人までを対象として、身体機能の相違を理解し、互いの違いが差別や不利益の理由にならないよう、男女が互いの性を尊重する考え方を身に付けるための啓発を行うとともに、正しい性に関する情報や学習の機会の提供、相談体制の整備を進めます。

テレビや新聞、インターネットなどメディアから発信される情報は、人々の意識や行動、社会規範や文化に大きな影響を与えています。メディアを通じて女性の様々な参画の姿が広く伝達されることは、男女共同参画の意識が広く市民に浸透するということから大きな意義があります。しかし一方で、メディアの発する情報には、固定的な性別役割分担意識を助長するものや、暴力や女性の性的側面を強調する表現、性的マイノリティ⁽²²⁾の人権への配慮を欠いた表現なども少なくありません。

性別に基づく役割分担がメディアによって伝達されることは、性別にとらわれない多様な生き方の可能性を狭めることにつながります。暴力等の表現を伴う情報によって、青少年の健全な育成が妨げられたり、性犯罪や女性に対する暴力が引き起こされる可能性も否定できません。

また、携帯電話やインターネットなどの急速な普及により、性の商品化に関する問題など、新たな状況も生じています。

平成 22(2010)年度実施の市民意識調査では、「メディアにおける性・暴力表現」について、「性・暴力表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」との考えに同意した人の割合は男女とも約 7 割を占めています（P.103 参照）。

表現の自由については、もとより尊重されなければなりません。同時に、性・暴力表現等に接しない自由や、表現される側の人権にも十分な配慮がなされ、尊重されることが大切です。

様々な情報が氾濫する現代社会では、情報の受け手側が情報を批判的・創造的に読み解き、メディアを使って自分の考えを表現していく力を育てていくことが重要です。メディア・リテラシーの向上に向けて、情報提供や学習の機会の提供に努めます。

本市の刊行物については、市の表現ガイドライン「広報等の作成手引き」に基づき、男女共同参画の視点に立って、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女の多様なイメージを率先して表現していきます。

(22) 同性に恋愛感情を持つ人や、自分の身体の性に違和感がある人などのことをいい、「セクシュアルマイノリティ」「性的少数者」ともいう。「異性を好きになるのが普通だ」とか、「心と身体の性別が異なることはない。性のあり方は男と女だけである」という考え方の人が多い社会からみて少数者という意味。性的マイノリティには、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者：両性に惹かれる人）、トランスジェンダー（身体と心の性が一致せず、そのずれに違和感がある人。体の性別と異なる性別で生きるまたは生きたい人）などが含まれるが、そのほか X ジェンダー（性自認が「男性」でもなく、「女性」でもないという人）、アセクシュアル（無性愛者）、クエスチョニング（心の性や性的指向がわからなかったり、迷っていたりする人）、インターセックス（性染色体、内性器、外性器のいずれか、またはすべてが典型的な男型、女型を示さなかったり、それぞれが男型、女型のどちらか一方に統一されていない先天的疾患をもつ人たちで、性分化疾患ともいう）などが含まれる。

具体的施策（19） リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

	施策の方向	所 管
68	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を広く社会に浸透させるため、あらゆる機会をとらえて、分かりやすい啓発や情報の提供等を行います。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
69	女性が母性に縛られることなく、また、出産が女性へのプレッシャーとならないよう、妊娠出産に関しての女性の自己決定権の尊重や、ライフスタイルの多様性について社会の理解を深めます。	人権・男女共同参画課
70	性的マイノリティへの偏見をなくし、性に関する自己決定権を人権として尊重することで、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動を行います。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 教育指導課

具体的施策（20） ライフステージに応じた健康対策

	施策の方向	所 管
71	女性が主体的に健康を自己管理できるように、健康教育・相談、健康診査等のあらゆる機会に情報提供して、女性の健康管理の充実を図ります。また、スポーツ活動を通じての健康・体力づくりの推進に努めます。	健康づくり推進課 文化スポーツ振興課
72	健康診査の受診率を高めるため、特に子育て中の世代や、自営業に従事する人たちが受診しやすくなるよう工夫するとともに、女性に多いパート労働者等の受診が進むよう事業主への働きかけを行います。	健康づくり推進課 産業振興課
73	妊娠・出産期における女性の健康管理を支援するとともに、働きながら安心して子どもを産むことができるよう、職場における母性健康管理の推進に取り組みます。	人権・男女共同参画課 子ども保健課 産業振興課
74	妊娠・出産、子育てに対する男性の理解を深め、協力を促すため、「ママパパ教室」への男性の参加を促進するなど、男性に対する多彩で効果的な取組を展開します。	子ども保健課
75	妊娠・授乳期における飲酒や喫煙等は胎児や乳児に影響があることから、妊産婦の飲酒、喫煙等による弊害について、正しい知識の普及、啓発を図ります。	子ども保健課

具体的施策（21） 性に関する情報の提供と性教育

	施策の方向	所 管
76	大学、地域の専門的知識を持つ人々との連携で学校における性教育を展開するとともに、広く市民にも学習の機会を提供します。 また、妊娠や避妊、性感染症、エイズ等を自らの問題としてとらえられるよう、性教育の見直しや相談体制の整備を進めます。	人権・男女共同参画課 保健予防課 地域教育青少年課 教育指導課
77	性犯罪、性暴力が低年齢化していることから、性に関する正しい理解を深めるため、就学前からの教育、情報提供を行います。	保育幼稚園総務課
78	性教育の実施にあたっては、就学前、小学校低学年・高学年、思春期及びそれ以降と、成長段階に応じて継続的、体系的に行います。	教育指導課 保育幼稚園総務課
79	性暴力の犠牲になることを防止するための適切な力を子ども自身が身に付けるプログラム等を、子どもや保護者、教育・保育関係者を対象に実施します	保育幼稚園総務課 地域教育青少年課 公民館 教育指導課 教育センター

具体的施策(22) メディアにおける女性の人権尊重とメディア・リテラシーの向上

	施策の方向	所 管
80	メディアによる固定的な性別役割分担意識を助長する表現、暴力や女性の性を商品化する表現等の改善に向けた市民意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
81	高槻市の広報活動において遵守すべき「ガイドライン」を職員に広く周知することにより、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを積極的に広報し、推進します。	営業広報室 人権・男女共同参画課 全部局
82	テレビコマーシャルやアニメから子どもたちが固定的な性別役割分担意識を刷り込まれ、無意識、無批判に暴力や性の商品化を受け入れることのないよう、メディア・リテラシーに関して学校教育での取組を充実します。	教育指導課
83	携帯電話やインターネット等を利用することにより、子どもが犯罪に巻き込まれないよう安全教育を進めます。	教育指導課
84	多様なメディアからの情報を批判的・創造的に読み解き、自ら発信することができるよう、メディア・リテラシーに関する情報提供、学習の機会を提供します。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課

取組方針 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、買春など女性に対するあらゆる暴力を防止していくためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有することが重要です。

内閣府実施の「男女間における暴力に関する調査」の平成23(2011)年度調査と平成26(2014)年度調査の経年変化をみると、「配偶者暴力防止法の認知度」について、「法律があることも、その内容も知っている」人の割合は平成23(2011)年度11.9%から平成26(2014)年度14.4%、また「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」という法律の存在のみ知る人の割合は、平成23(2011)年度64.2%から平成26(2014)年度66.7%となっており、全体的に認知度は上がっていることが伺えます。

DV被害者の多くが女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や男女の社会的、経済的な格差などの問題があると言われています。男性被害者や同性愛者カップルにおいてもDV被害者が存在することも踏まえて、一人ひとりの人権意識を高め、DVについて理解を深められるように、家庭、地域、学校等あらゆる場において啓発・教育を推進します。

昨今、若年者を中心に交際相手からの暴力(デートDV)も深刻な状況であることから、若年層を対象とした啓発に取り組みます。また、暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、若年層からの教育、啓発の充実を図ります。

DVの被害者にとっては、被害者支援に関する情報を知り、それを活用・行使できるような環境が整えられていることが必要です。しかし、被害者が心理的に追い込まれ、支援情報を活用できないまま孤立してしまう可能性もあります。

平成 27(2015)年度実施の市民意識調査では、受けた経験のあるDVは、男女とも「大声でどなられたり、脅されたりした」「誰のおかげで生活できるんだ、などといわれた」等の精神的な暴力が、殴る・蹴る等の身体的暴力に比べより多くなっています(P.21~P.24参照)。

人権・男女共同参画課におけるDV相談件数は、平成 25(2013)年度 80 件、平成 26(2014)年度 67 件、平成 27(2015)年度 47 件と減少してきましたが、平成 28 年(2016)度は 167 件と増加している状況です。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力や子どもの前での暴力など、被害者が抱える問題や悩みは、複雑で多岐にわたり、深刻な事例も多くなっています。

本市では、平成 23(2011)年 10 月から配偶者暴力相談員を配置し、DVに関する相談・支援体制の充実を図るとともに、DV防止に向けた啓発に努めています。

被害者が安心して相談できるよう、本市のDV相談をはじめ、大阪府の配偶者暴力支援センターや警察、内閣府「DV相談ナビ」の案内などの相談窓口の一層の周知を図ります。また、窓口において被害者が二次被害を受けることのないよう、関係職員の研修を行います。

緊急に被害者の安全を確保する必要がある場合には、警察と連携を図り、一時保護施設へ移送しています。今後も警察、大阪府と連携を図り、被害者の安全確保や個人情報管理の徹底に努めます。

被害者が自立して生活しようとする際には、就業の機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の問題を同時にかかえるとともに、様々な手続きが精神的負担になる場合があります。

被害者の置かれた状況を理解し、生活安定のための支援、経済的自立に向けた支援等、関係各課や関係機関が相互に連携して支援を行います。また、精神的に不安定な状態にいる被害者や子どもへの支援を図ります。

本市では、庁外関係機関・団体と庁内関係課で構成する「高槻市DV対応連絡会議」を設置しています。

被害者への切れ目のない支援を円滑に実施していくために、警察、大阪府、民間支援団体等の関係機関との連携強化を図ります。

具体的施策（23） 女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進

	施策の方向	所 管
85	配偶者暴力防止法の周知を図り、配偶者等からの暴力の根絶に向けて、市民等への啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して相談機能の充実等に取り組みます。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
86	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、買春など、女性に対するあらゆる暴力を防止するため、女性の人権に関する意識を高めるための啓発を推進します。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
87	幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、暴力的解決方法を許容し容認する意識を形成させないよう、非暴力の教育に取り組みます。そのために暴力によらないコミュニケーション能力を養成する非暴力プログラムや教材の開発、それを教える教師、リーダーの養成を関係機関やNPO等の民間団体と連携して取り組みます。	人権・男女共同参画課 保育幼稚園総務課 教育指導課 教育センター
88	パンフレットなどの啓発物の配布やイベント等への参加の呼びかけを通じて、事業所や市民、市民団体への広報・啓発を推進します。特に、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせた啓発活動を行います。	人権・男女共同参画課
89	児童虐待はDVとも深く関わっていることから、家庭内の問題にとどめることなく、関係機関と連携して予防と発見のための相談機能の充実や啓発等に取り組みます。	子育て総合支援センター 各担当課

具体的施策（24） 相談体制の充実及び被害者の保護

	施策の方向	所 管
90	被害者が安心して相談できるよう、本市の「DV相談」をはじめ、大阪府の「配偶者暴力支援センター」や警察、内閣府の「DV相談ナビ」の案内などの相談窓口の一層の周知を図ります。	人権・男女共同参画課
91	DV事象に適切に対応するため、DV対応支援マニュアル ⁽²³⁾ の活用を図るとともに、被害者が窓口で二次被害を受けないよう、関係職員の研修の充実を図ります。	人権・男女共同参画課 各担当課
92	被害者が高齢者や障がいのある人、外国人の場合においても、適切な対応が行えるよう、関係機関と連携しながら、相談体制の充実に努めます。	人権・男女共同参画課
93	緊急に保護を求めてきた被害者等の生命・安全を守るため、大阪府の女性相談センターや警察と連携して、大阪府の緊急一時保護等につなぎます。また、必要に応じて、同行支援を行うとともに、緊急の宿泊費や交通費等の助成を行います。	人権・男女共同参画課

具体的施策（25） 被害者の自立支援

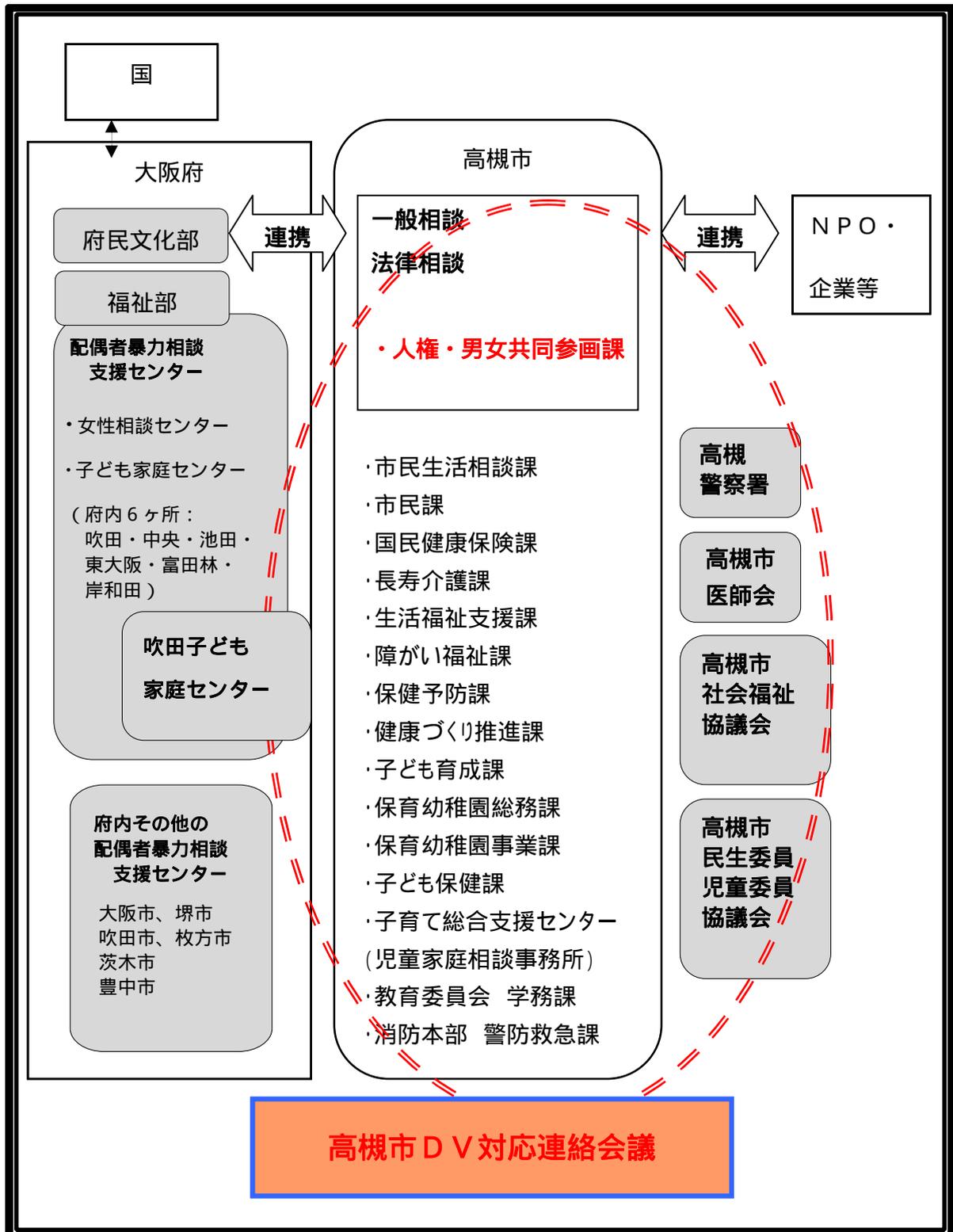
	施策の方向	所 管
94	被害者が、社会の中で生活を営んでいくためには、総合的な支援が必要であることから、相談窓口において、被害者の置かれた立場を理解して、支援策について適切な情報を提供するとともに、関係各課や関係機関が相互に連携して自立支援に取り組みます。	人権・男女共同参画課 各担当課
95	暴力によって自尊感情を失う被害者が認められることから、心理的ケアについて支援を充実していきます。さらに、当事者への直接の暴力被害だけでなく、DV家庭で育つことで子どもが受ける精神的被害は児童虐待にあたるため、早期発見、対応に努めます。	人権・男女共同参画課 子育て総合支援センター

(23) 職員がDV被害者に対して迅速かつ適切に対応できるようにするための業務上の手引きとして、平成15(2003)年度に作成。平成29(2017)年度には第13版を発行。

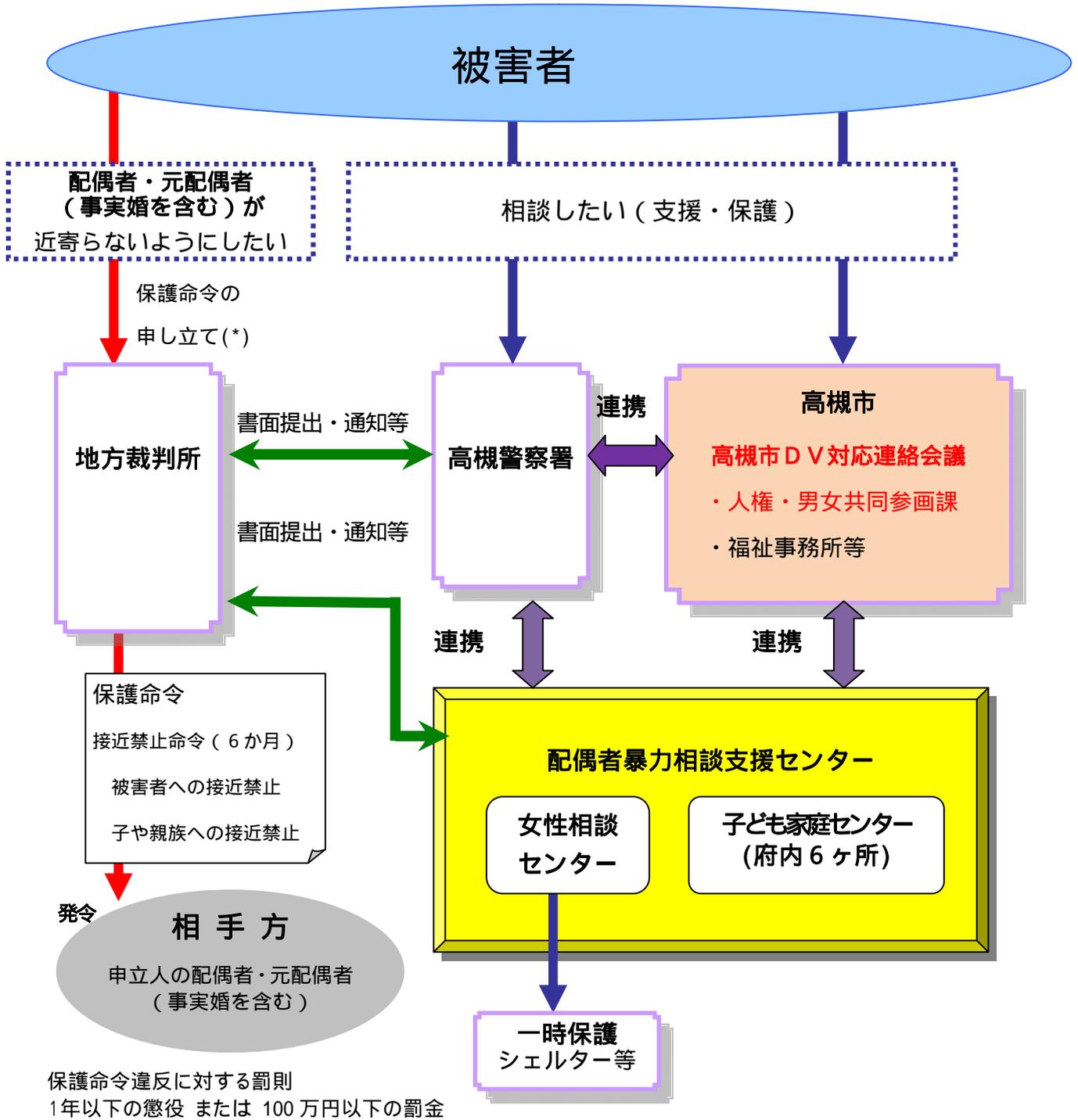
具体的施策（26） DV対策の推進体制の整備

	施策の方向	所 管
96	<p>早期発見・相談から保護、自立支援まで、被害者への切れ目のない支援を円滑に実施していくために、庁外関係機関・団体と庁内関係課で構成する「高槻市DV対応連絡会議」の連携強化を図ります。また、被害者の専門的・広域的な相談・支援を行うために、警察や大阪府の配偶者暴力相談支援センターとの連携強化をはじめとして、近隣市町や民間支援団体との連携・協働に取り組みます。</p>	<p>人権・男女共同参画課 各担当課</p>

配偶者等からの暴力の被害者支援のネットワーク



配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関するフローチャート



保護命令違反に対する罰則
1年以下の懲役 または 100万円以下の罰金

* 保護命令の申し立て
・被害者の配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫が対象

第2章 施策の指標

基本 目標	指標	現状	目標値・ 取組の方向	備考
1 男女共同参画を推進する社会システムの 実現	審議会等委員の女性委員の割合（法令又は条例に基づく審議会等）	平成 28 年度 28.5%	平成 34 年度 40%以上 60%以下	
	女性委員のいない審議会等の割合（法令又は条例に基づく審議会等）	平成 28 年度 10%	平成 34 年度 0%	
	委員公募制のある審議会等の割合（法令又は条例に基づく審議会等）	平成 28 年度 21.7%	増加させる	
	女性人材リスト登録者	平成 28 年度 3 名	平成 34 年度 20 名	
	高槻市職員の管理職の女性の割合	平成 28 年度 係長級以上 21.1%	平成 31 年度 25%	特定事業主 行動計画の目標値
	市立小中学校の校長・教頭の女性の割合	平成 28 年度 小学校 35.4% 校長 31.7% 教頭 39.0% 中学校 33.3% 校長 33.3% 教頭 33.3%	増加させる	（参考） 国の目標値： 平成 32 年度 30%
	「男女共同参画社会」という用語の認知度	平成 27 年度 市民意識調査 全体 60.2% 女性 57.3% 男性 64.5%	80%	
	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の認知度	平成 27 年度 市民意識調査 全体 22.0% 女性 21.9% 男性 22.2%	50%	

基本 目標	指標	現状	目標値・ 取組の方向	備考
2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	性別による固定的な役割分担に賛成する人の割合 「男は仕事、女は家庭」の考え方に「賛成する人」・「どちらかといえば賛成する人」の割合	平成 27 年度 市民意識調査 全体 21.5% 女性 15.7% 男性 30.1%	男女間の意識の乖離を縮小するとともに全体の数値を 15.7%以下に引き下げる	
	職場での 男女の平等感 「平等である」+「ある程度平等になっている」の割合	平成 27 年度 市民意識調査 全体 42.1% 女性 37.2% 男性 49.5%	男女間の意識の乖離を縮小するとともに全体の数値を 49.5%以上に引き上げる	
	家庭の中での 男女の平等感 「平等である」+「ある程度平等になっている」の割合	平成 27 年度 市民意識調査 全体 66.2% 女性 59.6% 男性 76.1%	男女間の意識の乖離を縮小するとともに全体の数値を 76.1%以上に引き上げる	
	地域社会での 男女の平等感 「平等である」+「ある程度平等になっている」の割合	平成 27 年度 市民意識調査 全体 52.4% 女性 47.0% 男性 60.6%	男女間の意識の乖離を縮小するとともに全体の数値を 60.6%以上に引き上げる	
	学校教育での 男女の平等感 「平等である」+「ある程度平等になっている」の割合	平成 27 年度 市民意識調査 全体 83.4% 女性 81.5% 男性 86.1%	男女間の意識の乖離を縮小するとともに全体の数値を 86.1%以上に引き上げる	
	「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という用語の認知度	平成 27 年度 市民意識調査 全体 44.0% 女性 43.5% 男性 44.7%	60%	

基本 目標	指標	現状	目標値・ 取組の方向	備考
2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	高槻市の男性職員の育児休業取得率	平成 27 年度 1.7%	平成 31 年度 10%	特定事業主行動 計画の目標値
	高槻市の男性職員の育児参加休暇取得率	平成 27 年度 35.3%	平成 31 年度 100%	特定事業主行動 計画の目標値
	高槻市の男性職員の配偶者出産休暇取得率	平成 27 年度 69.8%	平成 31 年度 100%	特定事業主行動 計画の目標値
	保育所の入所実現率	平成 27 年度 95.1%	平成 32 年度 98%以上	総合戦略プランの 目標値
	休日保育の実施	平成 27 年度 1 力所	平成 34 年度 2 力所	子ども・子育て 支援事業計画の 目標値
	病児・病後児保育の実施	平成 27 年度 4 力所	平成 31 年度 5 力所	子ども・子育て 支援事業計画の 目標値
	つどいの広場の設置	平成 28 年度 13 力所	平成 31 年度 14 力所	子ども・子育て 支援事業計画の 目標値

基本目標	指標	現状	目標値・取組の方向	備考
3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現	配偶者等から身体的・心理的暴力を受けた経験のある人	平成 22 年度 市民意識調査 全体 24.0% 女性 29.7% 男性 14.7%	減少させる	
	セクシュアル・ハラスメントを受けた経験のある人	平成 27 年度 市民意識調査 全体 42.1% 女性 50.9% 男性 29.0%	減少させる	
	「配偶者暴力防止法」の認知度	平成 27 年度 市民意識調査 全体 55.4% 女性 58.8% 男性 50.3%	90%	
	DVを受けた場合の相談機関として「市役所の女性相談や男女共同参画課」を知っている人の割合 27 年 8 月以降 「人権・男女共同参画課」	平成 27 年度 市民意識調査 全体 27.5% 女性 31.0% 男性 23.2%	50%	
	がん検診の受診率	平成 27 年度 乳がん 23.0% 子宮がん 29.3%	平成 29 年 11 月 現在（仮称）第 3 次・健康たか つき 2 1 策定 中	（参考） 国の目標値 平成 35 年度 いずれも 50%

第3部

計画の推進

第1章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

「高槻市男女共同参画推進条例」に基づき、本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させていく必要があることから、施策を総合的かつ効果的に推進するための横断的な組織である高槻市男女共同参画推進本部を中心に、庁内関係各課の一層の連携強化に努めます。

2 市民、事業者、関係団体・NPO、大学等との連携

男女共同参画社会の形成は、行政だけで達成できるものではありません。「高槻市男女共同参画推進条例」で規定されたそれぞれの責務に基づき、市民や事業者など、様々な人々が連携して取組を行うことが必要です。

本市は関係団体及びNPO等を、まちづくりの重要な担い手と位置付けて市民参加型のまちづくりを目指しています。関係団体及びNPO等は、女性の社会参画の場としても、その役割が大きくなっています。互いの特性を活かし、提言の反映など、対等なパートナーとして、行政と市民、事業者、関係団体・NPO等と連携し、協働を推進します。

市内には専門分野の異なる5つの大学や、近在にも多くの大学があります。これらの大学と地域、行政が理解と協調のもとに、連携を深め、大学の持つ教育研究機能や、学生の感性与行動力を施策の展開に活かしていきます。

3 苦情や意見への対応

本市では、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情や意見を受付け、第三者の苦情処理委員に意見を聴いて苦情等の処理を行う「男女共同参画施策等苦情処理制度」を設けています。今後も同制度の周知及び適切な運用に努め、運用状況の公表を行います。

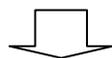
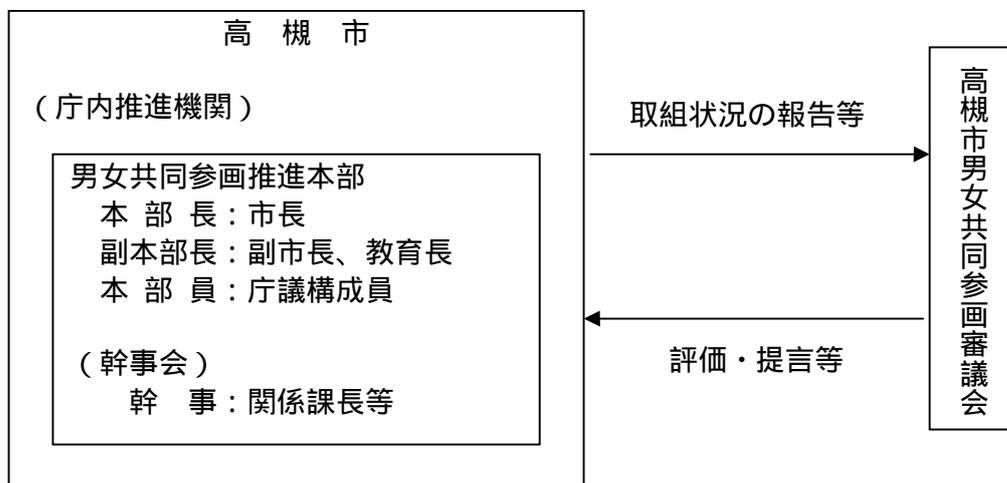
第2章 計画の進行管理

施策の目標(指標)設定、評価等

計画を実効性のあるものとするために、本市の実態を根拠として施策を立案し、分かりやすい具体的な目標(指標)を定め、施策を計画的に実施するとともに、その実施状況を点検・評価し、公表します。

実態の把握のために、統計や調査において可能な限り、男女別の把握ができるよう整備するとともに、実施状況の点検や評価にあたっては、高槻市男女共同参画審議会の意見を反映し、客観性の確保に努めます。

また、その施策が男女共同参画に与える影響予測について、国・大阪府の研究成果等を参考に実施していきます。



高槻市における男女共同参画の推進